

麻薬・向精神薬等取扱ハンドブック

第 2 版

(飼育動物診療施設)

2023年5月

和歌山県福祉保健部健康局薬務課

目次

麻薬関係

| | | |
|---|---------------|----|
| | 各種申請・届出の手続一覧表 | 2 |
| 1 | 免許・届出 | 3 |
| 2 | 譲渡・譲受 | 6 |
| 3 | 保管・管理 | 8 |
| 4 | 施用・交付 | 8 |
| 5 | 記録 | 10 |
| 6 | 廃棄 | 18 |
| 7 | 事故 | 25 |
| 8 | 麻薬年間報告 | 25 |
| 9 | 立入検査 | 26 |

向精神薬関係

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 譲受 | 28 |
| 2 | 譲渡 | 28 |
| 3 | 保管 | 28 |
| 4 | 廃棄 | 28 |
| 5 | 事故 | 29 |
| 6 | 記録 | 29 |
| 7 | 立入検査 | 29 |
| 8 | その他 | 29 |
| | 向精神薬一覧表 | 31 |

覚醒剤原料関係

| | | |
|----|-------------|----|
| 1 | 医薬品である覚醒剤原料 | 33 |
| 2 | 譲受・譲渡 | 33 |
| 3 | 所持 | 37 |
| 4 | 使用 | 37 |
| 5 | 保管 | 37 |
| 6 | 管理 | 38 |
| 7 | 記録 | 38 |
| 8 | 廃棄 | 40 |
| 9 | 事故 | 40 |
| 10 | 業務廃止等 | 40 |
| 11 | 立入検査 | 41 |

| | | |
|--|--------------------|----|
| | 麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱比較表 | 42 |
|--|--------------------|----|

| | | |
|--|---------------|----|
| | 麻薬等取扱いに関するQ&A | 43 |
| | 各種様式 | 70 |

問い合わせ先

麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の取扱いについては、不明の点がありましたらどんな些細なことでも下記へ問い合わせてください。

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|----------------|----------------------|----------------------------------|
| 県福祉保健部健康局薬務課 | 和歌山市小松原通 1 - 1 | 073-441-2663 FAX 073-433-7118 |
| 岩出保健所衛生環境課 | 岩出市高塚 2 0 9 | 0736-61-0022 FAX 0736-62-8720 |
| 橋本保健所衛生環境課 | 橋本市高野口町名古屋 9 2 7 | 0736-42-5443 FAX 0736-42-5466 |
| 海南保健所衛生環境課 | 海南市大野中 9 3 9 | 073-483-8825 FAX 073-482-3786 |
| 湯浅保健所衛生環境課 | 有田郡湯浅町湯浅 2 3 5 5 - 1 | 0737-64-1293 FAX 0737-64-1290 |
| 御坊保健所衛生環境課 | 御坊市湯川町財部 8 5 9 - 2 | 0738-24-3617 FAX 0738-22-8751 |
| 田辺保健所衛生環境課 | 田辺市朝日ヶ丘 2 3 - 1 | 0739-26-7934 FAX 0739-26-7935 |
| 新宮保健所衛生環境課 | 新宮市緑ヶ丘 2 - 4 - 8 | 0735-21-9631 FAX 0735-21-9639 |
| 新宮保健所串本支所保健環境課 | 東牟婁郡串本町西向 1 9 3 | 0735-72-0525 FAX 0735-72-2739 |

麻 藥 関 係

各種申請・届出の手続一覧表

令和5年5月 現在

| 事例 | 提出書類の名称 | 手数料 | 備考 | 関係条文 | |
|--------|---|--------------------|---------------|------------------------------|----------------------|
| 免許証関係 | 麻薬を取扱いたいとき | 麻薬〔施用・管理・研究〕者免許申請書 | 各 3,900 円 | | 麻向法第3条 |
| | 免許証の記載事項に変更が生じたとき | 麻薬取扱者免許証記載事項変更届 | | 15日以内に届出 | 麻向法第9条 |
| | 免許証亡失・毀損等したとき | 麻薬取扱者免許証再交付申請書 | 2,700 円 | 15日以内に申請 | 麻向法第10条 |
| | 免許の有効期間中 ・麻薬の取扱いをやめたとき ・麻薬取扱者が死亡したとき ・県外転勤したとき | 麻薬取扱者業務廃止届 | | 15日以内に届出 | 麻向法第7条 |
| | 免許の有効期間が満了したとき、亡失した免許証を発見したとき | 麻薬取扱者免許証返納届 | | 15日以内に届出 | 麻向法第8条 麻向法第10条第2項 |
| 所有麻薬関係 | 麻薬診療施設でなくなったとき | 麻薬所有届 | | 15日以内に届出 | 麻向法第36条第1項 |
| | 麻薬診療施設でなくなったときに所有する麻薬を譲渡するとき | 麻薬譲渡届 | | 廃止した日から50日以内に譲渡譲渡日から15日以内に届出 | 麻向法第36条第3項 |
| | 麻薬管理者が交代したとき等 | 麻薬引継報告書 | | 廃止届に添付 | |
| | 調剤された麻薬（患者の所有者等からの返却等）を廃棄したとき。ただし、一部施用した注射剤を除く。 | 調剤済麻薬廃棄届 | | 廃棄した日から30日以内に届出 | 麻向法第35条第2項 |
| | 破損、盗取、所在不明等 | 麻薬事故届 | | 速やかに届出 | 麻向法第35条第1項 |
| | 不良、期限切れ等に伴う残麻薬等の処理 | 麻薬廃棄届 | | その都度あらかじめ届出 | 麻向法第29条 |
| 報告関係 | 麻薬年間報告 | | 毎年11月30日までに届出 | 麻向法第48～49条 | |

※麻向法：麻薬及び向精神薬取締法

提出部数等 業務所所在地が和歌山市の場合、薬務課へ1部提出。
業務所所在地が和歌山市以外の場合、県立保健所（支所）へ2部（1部は写し可）提出。ただし、調剤済麻薬廃棄届は県立保健所（支所）へ1部

1 免許・届出

(1) 免許

麻薬取扱者のうち、厚生労働大臣の免許を必要とするのは、麻薬輸入業者・麻薬輸出業者・麻薬製造業者・麻薬製剤業者・家庭麻薬製造業者・麻薬元卸売業者で、県知事の免許を必要とするのは、麻薬卸売業者・麻薬小売業者・麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者です。（業務所が和歌山市以外の麻薬卸売業者・麻薬小売業者は県立保健所長の免許となります。）

① 麻薬施用者免許（麻向法第3条）

獣医師は、麻薬施用者の免許を受けなければ、診療に従事している飼育動物診療施設を麻薬業務所として、疾病治療の目的で患者に麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬処方箋を交付することはできません。

注1 免許申請（様式1）の際は、診断書及び獣医師免許証の写しを添付してください。

注2 免許の有効期間は、免許された日から翌々年の12月31日までのため、最長でも3年ごとに新しい免許を受ける必要があります。

注3 多くの獣医師がいる飼育動物診療施設の場合、麻薬施用者の免許を受けている獣医師だけが麻薬を取り扱うことができ、麻薬施用者の免許を受けていない獣医師は、麻薬を取り扱うことはできません。特に、短期間従事している獣医師についても、麻薬を施用し、若しくは施用のために交付し、又は麻薬処方箋を交付する場合には、必ず麻薬施用者の免許が必要です。

注4 麻薬施用者が県内において2つ以上の飼育動物診療施設で麻薬診療を行う場合は、主として診療する麻薬業務所で免許を受けるとともに、他の診療施設（従たる診療施設）について免許証に記載がなければ、その従たる診療施設で麻薬の施用はできません。（1枚の麻薬施用者免許証に全ての麻薬診療施設を記載し、一人の獣医師に2枚の麻薬施用者免許証を発行しません。）

ただし、都道府県を異にする2つ以上の飼育動物診療施設で麻薬診療を行う場合は、それぞれの都道府県ごとに麻薬施用者の免許を受ける必要があります。

注5 免許証に旧姓の記載を希望する場合は、氏名欄には、旧姓を括弧書きにて新姓の後に併記してください。その際は、旧姓及び新姓がわかる戸籍抄本等（写し可）を添付してください。

② 麻薬管理者免許（麻向法第3条）

麻薬診療に従事する麻薬施用者が2人以上いる飼育動物診療施設では、薬剤師又は獣医師等の中から麻薬を管理する麻薬管理者を1人定め、麻薬管理者の免許を受けなければなりません。

なお、麻薬施用者が麻薬管理者を兼ねてもかまいませんが、この場合、麻薬施用者と麻薬管理者の両方の免許を受けなければなりません。

注1 免許申請（様式1）の際は、診断書及び薬剤師又は獣医師等免許証の写しを添付してください。

注2 免許の有効期間は、免許された日から翌々年の12月31日までのため、最長でも3年ごとに新しい免許を受ける必要があります。

- 注3 麻薬施用者が1人の場合は、その麻薬施用者が麻薬管理を行えば、別途麻薬管理者の免許を取得する必要はありません。
- 注4 従たる麻薬診療施設で麻薬を施用する場合は、従たる施設に日常的に麻薬を管理できる麻薬管理者が必要です。
- 注5 麻薬管理者を変更する場合は、継続した麻薬管理のために、前任の麻薬管理者が業務を廃止する前に後任の麻薬管理者の免許を申請し、免許を受けてください。
- 注6 免許証に旧姓の記載を希望する場合は、氏名欄には、旧姓を括弧書きにて新姓の後に併記してください。その際は、旧姓及び新姓がわかる戸籍抄本等（写し可）を添付してください。

(2) 記載事項変更届（麻向法第9条）

免許証の記載事項に変更があった場合は、15日以内に麻薬取扱者免許証記載事項変更届（様式2）を提出しなければなりません。

記載事項の変更とは、

- ① 氏名、住所の変更
- ② 主として又は従として診療に従事している飼育動物診療施設の変更（飼育動物診療施設の名称変更又は移転の場合も含まれます。）
- ③ 従として診療に従事する飼育動物診療施設の追加及び削除などが該当します。

なお、地番変更により住所表記が変わった場合は、届け出る必要はなく、次回の免許申請時に新たな住所表記で申請してください。

注1 免許証の記載事項変更届に変更前の免許証を添付してください。

注2 免許証に旧姓の記載を希望する場合は、氏名欄には、旧姓を括弧書きにて新姓の後に併記してください。その際は、旧姓及び新姓がわかる戸籍抄本等（写し可）を添付してください。

注3 麻薬管理者の場合、麻薬診療施設が個人から法人になる等、麻薬診療施設の開設者の変更や麻薬診療施設が移転するときは、新たに免許申請が必要となります。

(3) 再交付（麻向法第10条）

免許証を亡失し、又は毀損したときは、その理由を記載して15日以内に免許証再交付申請（様式3）をしなければなりません。

注1 毀損の場合は、その免許証を添付してください。

注2 免許証の再交付を受けた後で、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に発見した免許証を麻薬取扱者免許証返納届（様式5）により返納しなければなりません。

(4) 業務廃止届（麻向法第7条）

麻薬施用者、麻薬管理者が、免許の有効期間中に麻薬の取扱いをやめたとき、死亡したとき等は、本人又は相続人等届出義務者（免許所有者が死亡したとき等）が、業務を廃止した日から15日以内に業務廃止届（様式4）を提出しなければなりません。

注1 業務廃止届には、麻薬取扱者免許証を添付してください。

注2 県外に転勤し、県内で麻薬を取り扱わなくなった場合、和歌山県で取得した免許に係る廃止届を提出してください。また、転勤先で麻薬を取り扱う場合は転勤先の都道府県から免許を受ける必要があります。

(5) 返納届 (麻向法第8条)

麻薬取扱者免許の有効期間が満了したとき、免許を取り消されたとき又は免許証の再交付を受けた後に亡失した免許証を発見したときは、15日以内に免許証返納届(様式5)により免許証を返納しなければなりません。

注1 免許証返納届には、麻薬取扱者免許証を添付してください。

(6) 麻薬所有届 (麻向法第36条)

麻薬診療施設の開設者(開設者死亡の場合は、相続人等届出義務者)は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなったとき(麻薬施用者が1人もいなくなった場合)は、15日以内にその時点で所有している麻薬の品名、数量を麻薬所有届(様式6)により届け出なければなりません。

注1 開設者が個人から法人になった等、開設者が変わった場合にもこの届出が必要となります。

(7) 麻薬譲渡届 (麻向法第36条)

麻薬診療施設の開設者(開設者死亡の場合は、相続人等届出義務者)は、上記(6)の場合、所有している麻薬を50日以内に限り、同一県内の麻薬営業者(麻薬施用者、麻薬管理者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。)、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲渡することができます。この場合は、譲渡した麻薬の品名、数量及び譲渡年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を譲渡した日から15日以内に免許失効等による麻薬譲渡届(様式7)により届け出なければなりません。

注1 50日以内に譲渡できない場合は、その期間内に麻薬廃棄届を届け出て、県の職員の立会いの下で廃棄しなければなりません。

注2 開設者が個人から法人になった等、開設者が変わった場合にもこの届出が必要となります。

(8) 麻薬引継報告書

麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者を変更した場合、後任者が麻薬管理者免許証を受けた後、その免許年月日に開設者が所有していた麻薬の品名、数量を報告(様式8)するとともに、前任の麻薬管理者は麻薬管理者業務廃止届を提出してください。

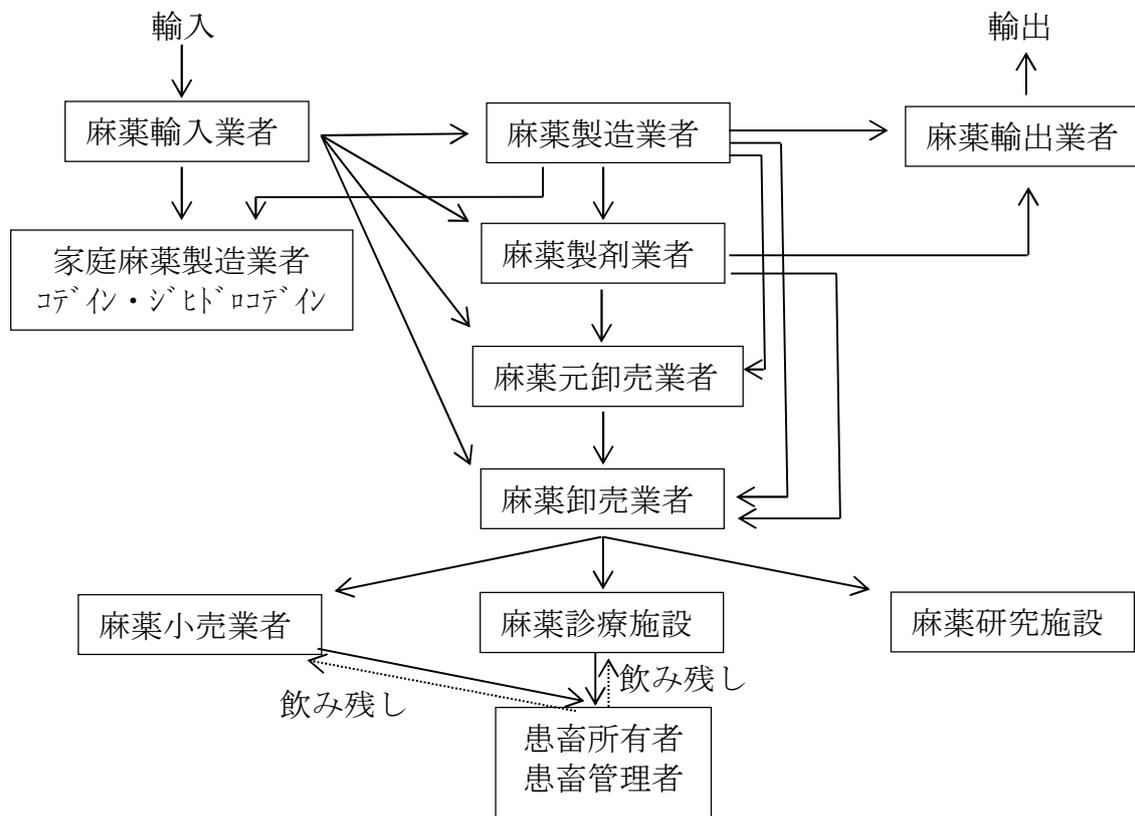
注1 麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては、麻薬を管理する者が変わった場合に報告してください。

2 譲渡・譲受

麻薬の流通経路は、次のとおり法律で定められていますので、これによらない場合は原則、譲渡・譲受できません。

注1 同一開設者が開設する麻薬診療施設間における譲渡・譲受もできません。

注2 原則、麻薬の返品もできません。



(1) 譲受（麻向法第26条）

麻薬診療施設の開設者が麻薬卸売業者（和歌山県内の業者に限る。）から麻薬を譲り受ける（購入する）場合は、譲受人（麻薬診療施設の開設者）が、麻薬譲受証（様式12）をあらかじめ譲渡人（麻薬卸売業者）に交付するか、あるいは譲渡人発行の麻薬譲渡証と同時交換でなければ、麻薬を譲り受けることはできません。

①麻薬の譲り受けは、原則、次の場合に限りです。

1. 麻薬卸売業者からの譲受

麻薬の購入先は、県内の麻薬卸売業者に限られます。

2. 麻薬卸売業者以外からの譲受

- 麻薬施用を受けていた患者が死亡その他の理由により麻薬を施用する必要がなくなった場合に、その患者の所有者又は管理者（以下「患者の所有者等」という。）から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）
- 麻薬診療施設でなくなった麻薬診療施設の開設者等から50日以内に譲り受けるとき
- その他、麻向法第24条第10項の規定に基づき、事前に近畿厚生局長の許可を受けた者から譲り受けるとき

②麻薬譲受証作成時の注意事項

麻薬譲受証には、譲受人の氏名（法人にあつては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）の免許番号及び氏名、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあつては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料用の印を除く。）を押印）してください。

麻薬専用印の例

株式会社〇〇
〇〇動物病院
麻薬専用之印

麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例

株式会社〇〇
〇〇動物病院
麻薬・覚醒剤原料
専用之印

なお、譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、氏名欄に麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印（又は公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

③譲受時の注意事項

麻向法では、「麻薬譲受証」というのは、単なる受領書ではなく、法定の注文書であり、この提出が物の交付を受ける前提条件となっています。

従つて、麻薬譲受証は、麻薬診療施設の開設者の責任において作成してください。麻薬を譲り受ける際は、麻薬卸売業者の立会いの下で麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備がないか確認してください。

両者立会いの下で証紙を開封し麻薬の破損等を発見した場合は、次のいずれかの方法によって処理してください。

1. その場で事故品を返し、同時に引き換えした麻薬譲受証と麻薬譲渡証を相互に返還してください。
2. 麻薬譲渡証と麻薬譲受証の記載数量を相互に訂正して、それぞれ訂正印を押し、備考欄に「検収による破損」等と記載してください。この場合、事故は、譲渡者側が提出することになります。
なお、譲渡・譲受が完了した後に破損等を発見した場合は、譲受者側が事故届を提出することになります。
3. 書留便等の郵送により、両者の立会いなしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、譲受者側が事故届を提出することになります。

注1 麻薬卸売業者から受け取った麻薬譲渡証を、2年間保存してください。

(2) 譲渡（麻向法第24条）

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は麻薬を施用するため交付する場合を除き、麻薬診療施設の開設者は麻薬を譲り渡すことはできません。

ただし、治験薬の譲渡、不良品の返品等特殊な場合については、法第24条第10項の規定に基づき、近畿厚生局長の許可を受けて麻薬を譲渡することができます。この場合には、麻薬譲渡許可申請書を近畿厚生局長あてに提出し事前に許可を受けてください。

3 保管・管理（麻向法第33条、第34条）

(1) 保管

麻薬の保管は、その業務所で麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区分して、かぎのかかる堅固な設備内（容易に持ち出せない重量金庫以外は、必ず固定すること。）に貯蔵しなければなりません。

注1 ロッカー、タンスや診療機の引き出し等を麻薬の保管庫にすることは適当ではありません。

注2 患畜の所有者等から返却された麻薬を保管する場合も、かぎをかけた堅固な専用の設備に保管してください。また、麻薬保管庫には、麻薬以外の物（麻薬管理帳簿も含む。）を入れないでください。（医薬品である覚醒剤は除く。）

注3 麻薬の保管庫の設置場所は、盗難防止を考慮し、麻薬診療施設内の人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望ましいです。

注4 麻薬施用者が往診用として麻薬を持ち出す場合は、その都度、必要最小限の数量とし、施用しないで持ち帰った麻薬は直ちに麻薬保管庫に戻し、常時往診鞆等に麻薬を入れたままにはしないでください。

注5 定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行ってください。

(2) 管理

麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）は、当該麻薬診療施設において施用し、施用のため交付する麻薬を管理しなければなりません。

これは、麻薬診療施設における麻薬に関する管理責任の全てを麻薬管理者に要求することになります。すなわち、麻薬診療施設において施用される麻薬について、その譲受から消費に至るまでの全ての取扱いのうちから、麻薬施用者が行う施用及び施用のための交付という行為を除いた幅広い管理業務が麻薬管理者に課されています。

注1 麻薬施用者は、麻薬管理者の管理する麻薬以外の麻薬を当該麻薬診療施設で施用し、施用のため交付してはなりません。

4 施用・交付（麻向法第27条）

(1) 施用・交付の範囲

麻薬施用者の免許を受けた者でなければ麻薬を施用したり、施用のため交付したり、麻薬処方箋を患畜の所有者等に交付したりすることはできません。

また、麻薬施用者であっても次の場合は麻薬を施用することができません。

- ・ 疾病の適正な治療以外の目的

獣医学上一般に当該疾病の治療のために必要でなく、相当でもないことを認識しながら麻薬施用等の行為をすること。

なお、治療検査等に際して、患畜の不動化や疼痛緩和の目的で麻薬を施用する場合は、疾病治療の目的として適法となります。

また、野外において麻薬を使って動物を捕獲し、調査研究することについては麻薬研究者の免許を取得する必要があります。この場合、動物等を捕獲又は不動化する行為が学術研究の要素を持ち合わせると判断された場合に研究者の免許を取得することができます。

- 注1 注射剤を分割して2個体以上の患畜に施用することは、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。また、同一患畜で手術等で連続して施用する場合であっても、管理面、衛生面に問題がある場合は、避けてください。
 なお、施用残液及び空アンプル、バイアルは、麻薬管理者に返納してください。
- 注2 麻薬を施用し始めてから最初の2～3週間や、現疾患が悪化する時期においては、処方量が一定しないことから、短期間の処方日数とすることが望ましい。
- 注3 注射剤を頓用施用のため、複数回分を処方することは、適正な管理が阻害されるので避けてください。やむを得ない場合は、その都度処方してください。
- 注4 政府発行の封かん証紙で封がされているままで、麻薬を施用のため交付することはできません。

(2) 麻薬処方箋の交付（麻向法第27条第6項）

麻薬処方箋を交付するときは、麻薬施用者自ら次の事項を記載しなければなりません。

| | | 麻薬処方箋 | |
|------------|--|-------|-------|
| | | 一般処方箋 | 院内処方箋 |
| 患 畜 | 種 類 | ○ | ○ |
| | 所有者（又は管理者）の氏名 又は名称 | ○ | ○ |
| | 所有者（又は管理者）の住所 （法人にあつては、主たる事 務所所在地） | ○ | |
| 麻 薬 の 品 名 | | ○ | ○ |
| 分 量 | | ○ | ○ |
| 用 法 ・ 用 量 | | ○ | ○ |
| 処方箋発行年月日 | | ○ | ○ |
| 使用期間（有効期間） | | ○ | |
| 麻薬施用者 | 氏 名 | ○ | ○ |
| | 記名押印又は署名 | ○ | ○ |
| 施用者免許証の番号 | | ○ | ○ |
| 麻薬業務所の名称 | | ○ | |
| 麻薬業務所の所在地 | | ○ | |

※ 一般処方箋は、院外に処方箋を発行する場合に使用。
 院内処方箋は、入院、外来患畜に対し、院内で調剤する場合に使用。

注1 注射剤については、アンプル数の記載ではなく、施用する実施用量を ml 又は mg 単位で記載してください。

注2 麻薬の品名は、局方名、一般名又は商品名のいずれでもかまいません。ただし、麻薬処方箋に約束処方を用いる場合は、次の事項が必要です。

- ・麻薬施用者、麻薬管理者及び薬剤師との間で、あらかじめ誤解のないように設定されていること。
- ・院内処方箋の記載のみに用いること。
- ・約束処方の名称に、麻薬の名称、量を併記すること。

例えば、

| |
|-------------------------|
| 処方 鎮咳1号 (リン酸コデイン 60 mg) |
| 分3 毎食後/○日分 |

と記載してもかまいません。

ただし、「鎮咳1号」あるいは「H-1」のみの記載は不適當です。

注3 注射剤を頓用施用のため、複数回分を1枚の処方箋で払い出すことは、麻薬の適正な管理が阻害されるので避けてください。やむを得ない場合は、1回量をその都度記載してください。

5 記録

(1) 診療簿（麻向法第41条）

麻薬施用者が、患畜に麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、診療簿に患畜の種類、その所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所、病名、主要症状、麻薬の品名、数量及び施用又は交付の年月日を記載することになっており、獣医師法施行規則には、さらに、診療した動物の種類、性、年齢（不明の時は推定年齢）、名号、頭羽数、特徴、りん告、治療方法及び診療年月日を記載するように定められています。

注1 診療簿の記載間違い及び記載漏れを防止するために、診療簿と麻薬処方箋を割印することが望ましいです。

注2 注射剤の数量の記載については、A（アンプル）、V（バイアル）単位の記載ではなく、実際に施用した数量をml又はmg単位で記載してください。

注3 麻薬を継続して施用し又は施用のため交付する際には、2回目以降についても、DO、前回、〃、約束処方番号のみを記載するのではなく、麻薬の品名、数量を記載してください。

注4 麻薬の品名の記載については、局方名、一般名、商品名、又は簡略名（リンコデ、塩モヒ注程度の略名であれば可。）のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありません。ただし、麻薬の品名、数量の判らない約束処方名では記載しないでください。

注5 獣医師処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか、Ⓢを朱書き又は押印することが望まれますが、場合によっては省略してもかまいません。

なお、診療簿の処置欄への記載については、施用した麻薬の品名及び数量を記録した書面を添付しても差し支えありません。

注6 コカイン水のような処置用麻薬を施用した場合には、綿棒の数、スプレー数等を診療簿の処置欄に記載してください。

注7 モルヒネ水溶液等の水剤を連続して与薬する場合には、何回分の処方の何回を施用したのかが分かるようにしてください。他の薬剤においても、同様に記載しておくことで施用状況が分かり便利です。

(例えば、21回分処方での3回目の与薬であれば、麻薬の品名、数量とともに3/21と看護記録、体温表等の与薬記録に記載してください。)

注8 モルヒネ坐剤等を一定期間にレスキューとして施用できるように処方している場合、施用の都度、何mgの坐剤等を何個施用したのか分かるように記載してください。

注9 患畜の様態急変などにより、麻薬の施用を中止したとき、麻薬の処方を変更したときは、その旨を診療簿に記載してください。

また、その際、麻薬管理者に余った麻薬を返却したときは、その麻薬の品名、数量を記載してください。

注10 診療簿の保存期間は、獣医師法により牛、水牛、しか、めん羊及び山羊にあっては8年間、その他の動物にあっては3年間と決められています。

(2) 麻薬管理帳簿（麻向法第39条）

麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者）は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに譲り受けた麻薬、施用し又は施用のため交付した麻薬、廃棄した麻薬、事故として届け出た麻薬及び再利用した麻薬の品名、数量及びその年月日を記載しなければなりません。

ただし、コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類については、施用し又は施用のため交付したときの記載は必要ありません。

また、この帳簿は、麻薬診療施設の開設者が、最終記載の日から2年間保存することになっています。

注1 帳簿の記載には、万年筆・サインペン・ボールペン等の字が消えないものを使用してください。帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、訂正印を押し、その脇に正しい数字等を書いてください。

注2 帳簿は、品名、剤型、規格別、濃度別に口座を設けてください。

注3 倍散、倍液等を自家予製した場合、バイアルを分割施用する場合は、別口座を設けてください。

注4 受入れ麻薬については、受入れ先の麻薬卸売業者名、受入れた麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。

また、麻薬譲渡証の日付と現品が届いた日付が異なる場合は、麻薬譲渡証の日付を麻薬帳簿に記載し、備考欄に現品が届いた日を記載してください。

注5 患畜の所有者（又は管理者）の氏名又は名称、種類及び性別を備考欄に記載してください。

注6 帳簿の記載は、原則として麻薬の受入又は払出の都度行ってください。

注7 注射剤（バイアルを含む。）については、麻薬処方箋と「空アンプル等回収簿」を照合して、施用の事実と施用量及び施用残液を確認してから麻薬帳簿の手入れ及び麻薬の廃棄等を行ってください。

この施用残液の廃棄は、麻薬管理者の責任において速やかに廃棄してください。なお、この場合、調剤済麻薬廃棄届、年報報告の必要はありません。

ただし、バイアル注射剤を、管理面、衛生面に問題がないとして分割施用（手術等における連続した施用を除く。）する場合は、施用毎にその量（ml）を帳簿に記載してください。

注8 患畜の所有者等から調剤済みの麻薬の返却を受けたときは、麻薬処方箋等

を利用して残量を明確にし、次のとおり対応してください。

ア 再利用する場合

日付・患畜別に記入し、受入れ欄に*印を記し、()書きで受入量を記入し、残量欄に受入量を加えます。

備考欄に、「(患畜の所有者等氏名)から返納(再利用)」と記入します。

(再利用する麻薬は、P T P包装等で品質が確保されているものに限ります。)

イ そのまま利用する場合

患畜の所有者等が、患畜の入院や転院の際に持参した麻薬をそのまま使用する場合は、受入れ欄に()書きで受入量を記載しますが、残量欄にはその受入量を加えず、備考欄に継続して使用する旨を記載してください。

もし、持参した麻薬を使用中に、獣医師から新たに投薬指示(処方箋)があった場合は、アの再利用する場合、若しくはウの廃棄する場合に従って処理してください。

ウ 廃棄する場合

日付・患畜別に記入し、受入れ欄に()書きで受入量を記入しますが、残量欄には受入量を加えません。

備考欄に、「(患畜の所有者等氏名)から返納、廃棄月日、届出月日、立会者名」を記入します。

注9 注射剤の払出日は施用日であること。

注10 現品と帳簿残高を常に照合してください。

注11 麻薬の受払い等をコンピューターを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に県の職員等の立会署名等の記載を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1カ所に整理するようにしてください。

なお、コンピューター処理により入力内容を訂正する場合には、訂正年月日、訂正事項及び訂正を行った者が分かるようにしてください。

注12 麻薬注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル単位で記載してください。

なお、施用残を廃棄する場合は、廃棄数量をm l単位で記載してください。

注13 麻薬坐剤の受入れ、払出しの記録は、個(本)数単位で記載してください。

なお、分割した施用残は廃棄することになりますが、廃棄数量をm g単位で記載してください。

注14 アヘンチンキの自然減量及び原末、倍散の秤量誤差については、麻薬管理者が他の職員の立会いの下に確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に麻薬管理者及び立会者が署名又は記名押印してください。

注15 コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、エチルモルヒネ塩酸塩の1%散(水)の口座については、受入れの数量、年月日を記載するのみで、個々の払出しについては記載する必要はありません。

注16 院外麻薬処方箋のみを交付し、麻薬を保管していない麻薬診療施設においても、取扱いの実態を明らかにするために麻薬帳簿を備え付ける必要があります。

帳簿の記載例

例1 注射剤（アンプル）

| 品名 | モルヒネ塩酸塩注射液 10mg | | | 単位 | A (1ml) |
|--------|-----------------|----|----|---|---------|
| 年月日 | 受入 | 払出 | 残量 | 備考 | |
| ○.10.1 | | | 15 | 前帳簿から繰越し | |
| 10.1 | | 1 | 14 | ○山○子（猫・雌） （0.7ml 処分済み） ※1 <月日、廃棄・立会者署名又は記名押印> | |
| 10.3 | 10 | | 24 | ○○株式会社 lot xx-xxxxx | |
| 10.5 | | 1 | 23 | ○田○子（犬・雄） | |
| 10.6 | | 1 | 22 | 破損により流失（○.10.7 事故届出） ※2 <月日、○ml 廃棄・立会者署名又は記名押印> | |
| 10.7 | | 3 | 19 | ○井○和（猿・雄）（使用せず） ※3 <月日、○ml 廃棄・立会者署名又は記名押印・届出年月日> | |
| 10.8 | | 10 | 9 | ○.X.XX 届出で廃棄済 ※4 | |

※1 1アンプルのうち0.3ml 施用した例です。施用した残りは麻薬管理者に返納し、麻薬管理者は、他の職員1名以上の立会いの下で廃棄し、備考欄に廃棄数量をml 単位で記載してください。

※2 事故届を提出した場合記載。残液がある場合は、廃棄状況（廃棄者、立会者、廃棄日等）も事故届に記載すること。（廃棄はできるだけ速やかにすること。）

※3 調剤済麻薬廃棄届を行った場合に記載。（アンプルカットを行ったが、使用しなかったとき。）

※4 麻薬廃棄届を行った場合に記載。（記載は、県の職員が行います。）

< >内については、空アンプル回収簿（補助簿）に記載されていれば、帳簿に記載する必要なし。

例2 注射剤（バイアル）

| 品名 | ケタラール 500mg 筋注用 | | | 単位 | V (10ml) |
|-------|-----------------|----|----|---|----------|
| 年月日 | 受入 | 払出 | 残量 | 備考 | |
| ○.1.1 | | | 15 | 麻薬指定 lot xx-xxxx | |
| 1.20 | | 1 | 14 | ○田○子（犬・雄）（7ml 処分済み） ※1 <月日、廃棄・立会者署名又は記名押印> | |
| 2.3 | 5 | | 19 | ○○株式会社 lot xx-xxxxx | |
| 3.6 | | 1 | 18 | 破損により流失（○.10.7 事故届出） ※2 | |
| 3.18 | | 2 | 16 | ○井○和（猿・雄）（使用せず） ※3 <月日、○ml 廃棄・立会者署名又は記名押印・届出年月日> | |
| 4.1 | | 5 | 11 | ○.X.XX 届出で廃棄済 ※4 | |
| 4.15 | | 1 | 10 | 分割施用 10ml 別口座に記載 ※5 | |

- ※1 1バイアルのうち3ml 施用した例です。施用した残りは麻薬管理者に返納し、麻薬管理者は、他の職員1名以上の立会いの下で廃棄し、備考欄に廃棄数量をml 単位で記載してください。
- ※2 事故届を提出した場合に記載。残液がある場合は、廃棄状況(廃棄者、立会者、廃棄日等)も事故届に記載すること。(廃棄はできるだけ速やかにすること。)
- ※3 調剤済麻薬廃棄届を行った場合に記載。(注射針を挿入し、(溶解液を)吸い上げたが使用しなかったとき等。)
- ※4 麻薬廃棄届を行った場合に記載。(記載は、県の職員が行う。)
- ※5 分割施用をするため別口座(分割施用簿)に記載。

< >内については、空アンプル回収簿(補助簿)に記載されていれば、帳簿に記載する必要なし。

例2-2 分割施用のための別口座(分割施用簿)

| 品名 | ケタラール 500mg 筋注用 | | | 単位 | ml |
|---------|-----------------|----|----|---|----|
| 年月日 | 受入 | 払出 | 残量 | 備考 | |
| R○.4.15 | 10 | | 10 | 分割施用のため受入れ | |
| 4.15 | | 2 | 8 | ○谷○男(犬・雌) | |
| 4.15 | | 3 | 5 | 宮×□二(犬・雄)(使用せず) ※1 <月日、○ml 廃棄・立会者署名又は記名押印・届出年月日> | |
| 4.18 | | 5 | 0 | 施用に伴う消耗 ※2 <廃棄者・立会者署名又は記名押印> | |

- ※1 施用の目的で注射器に注入したものの、患者の容態の変化等により施用しなかった場合で廃棄するときは、調剤済麻薬廃棄届が必要。
- ※2 バイアル内に残った残液を、廃棄処理する場合は、施用に伴う消耗として麻薬診療施設の職員が立会いの下で廃棄して記載。

例3 錠剤・坐剤・貼付剤

| 品名 | MSコンチン 10mg 錠 | | | 単位 | T |
|---------|---------------|----|-----|--|---|
| 年月日 | 受入 | 払出 | 残量 | 備考 | |
| R○.10.1 | | | 150 | 前帳簿から繰り越し | |
| 10.1 | | 84 | 66 | ○田○子(犬・雌)他3個体 ※6 | |
| 10.7 | | 21 | 45 | ○田○子(犬・雌) | |
| 10.9 | *(18) | | 63 | ○田○子(犬・雌)より返納(再利用) ※7 | |
| 10.11 | (5) | | 63 | ○井○和(猿・雄)(入院時持参・廃棄) 月日廃棄・立会者名・届出年月日 ※8 | |
| 10.13 | (7) | | 63 | △川○夫(犬・雌) (入院時持参・入院後使用) ※9 | |
| 10.13 | | 10 | 53 | R○.X.XX 届出により廃棄済 ※4 所属・氏名・押印 | |

- ※6 1日に複数患畜に払い出した場合に記載。ただし、補助帳簿で内訳が判ること。
- ※7 入院患畜の所有者等から返納があった場合に記載。
- ※8 患畜が入院の際に所有者等が持参した麻薬を廃棄する場合。ただし、廃棄簿があれば記載の必要なし。
- ※9 患畜が入院及び転院の際に所有者等が持参した麻薬をそのまま使用する場合。
- ※4 麻薬廃棄届を行った際に記載。（記載は、県の職員が行う。）

例4 散 剤 （そのまま施用または自家予製する場合）

| 品 名 | モルヒネ塩酸塩末 | | | 単 位 | g |
|----------|----------|------|------|---------------------|---|
| 年 月 日 | 受 入 | 払 出 | 残 量 | 備 考 | |
| R○.10. 1 | | | 0.5 | 前帳簿から繰り越し | |
| 10. 1 | | 0.5 | 0 | 1%散 50g調製 ※10 | |
| 10. 3 | 10 | | 10 | ○○株式会社 lot xx-xxxxx | |
| 10. 5 | | 0.01 | 9.99 | ○田○子（犬・雄） ※11 | |

- ※10 1%散を調製した場合に記載。
- ※11 原末等を施用した場合に記載。

例4-2 1%散を調製した場合の別口座

| 品 名 | モルヒネ塩酸塩1%散 | | | 単 位 | g |
|----------|------------|-----|-----|---------------|---|
| 年 月 日 | 受 入 | 払 出 | 残 量 | 備 考 | |
| R○.10. 1 | | | 10 | 前帳簿から繰り越し | |
| 10. 1 | 50 | | 60 | 原末から調製 ※10 | |
| 10. 6 | | 3 | 57 | ○田○子（犬・雌） ※12 | |

- ※10 1%散を調製した場合に記載。
- ※12 1%散を施用した場合に記載。（患畜ごと記載）

例5 液 剤 （そのまま施用又は自家調製する場合）

| 品 名 | コカイン塩酸塩末 | | | 単 位 | g |
|----------|----------|-----|-----|---------------------|---|
| 年 月 日 | 受 入 | 払 出 | 残 量 | 備 考 | |
| R○.10. 1 | | | 0.5 | 前帳簿から繰り越し | |
| 10. 1 | | 0.5 | 0 | 1%水 50ml調製 ※10 | |
| 10. 3 | 10 | | 10 | ○○株式会社 lot xx-xxxxx | |
| 10.18 | | 0.5 | 9.5 | 1%水 50ml調製 ※10 | |

- ※10 1%水を調製した場合に記載。

例5-2 1%水を調製した場合の別口座

| 品名 | コカイン塩酸塩 1%水 | | | 単位 | ml |
|-----------|-------------|-------------|----|---------------------|----|
| 年月日 | 受入 | 払出 (綿棒数) | 残量 | 備考 | |
| R○. 10. 1 | | | 10 | 前帳簿から繰り越し | |
| 10. 1 | 50 | | 60 | 原末から調製 ※10 | |
| 10. 6 | | 5 | 55 | △田△子 (犬・雄) 他○個体 ※13 | |
| 10. 15 | | 55 | 5 | 残液秤量 ※14 | |
| 10. 18 | 50 | | 55 | 原末から調製 ※10 | |

※10 1%水を調製した場合に記載。

※13 患畜数が10個体に満たないときは、患畜の所有者等の氏名及び患畜の種類並びに性別を記載してください。

※14 残液欄は、毎日記載する必要はありません。毎月15日と月末（常時使用しない施設にあっては月末1回でよい。）に秤量してください。

注 液剤を自家予製して施用する場合

- ・払出欄の記載は、1日総使用綿棒数、綿球数、滴数若しくはスプレー数でよいが、毎月15日と月末（常時使用しない施設にあっては月末1回でよい。）には残液を秤量し、前回の残液秤量日の翌日から当該日までの間の総使用液量を計算して記載してください。
- ・倍液の1回予製量は、1ヶ月使用分以下又は50ml以下とし、当該施設の患畜数、施用量を考慮して、可能な限り少量としてください。
- ・倍液の使用にあたっては、なるべく少量に小分けする等残液の不良化、不潔化の防止を図ってください。

例6 コデインリン酸塩 (ジヒドロコデインリン酸塩・エトル比ネ塩酸塩)

| 品名 | コデインリン酸塩末 | | | 単位 | g |
|-----------|-----------|------|------|---------------------|---|
| 年月日 | 受入 | 払出 | 残量 | 備考 | |
| R○. 10. 1 | | | 0.5 | 前帳簿から繰り越し | |
| 10. 1 | | 0.5 | 0 | 1%散 50g 調製 ※10 | |
| 10. 3 | 10 | | 10 | ○○株式会社 lot xx-xxxxx | |
| 10. 15 | | 0.5 | 9.5 | 1%散 50g 調製 ※10 | |
| 10. 16 | | 0.01 | 9.49 | ○田○子 (犬・雄) ※11 | |

※10 1%散を調製した場合に記載。

※11 原末を施用した場合に記載。

例6-2 1%散を調製した場合の別口座

| 品名 | コデインリン酸塩 1%散 | | | 単位 | g |
|-----------|--------------|----|----|----------|---|
| 年月日 | 受入 | 払出 | 残量 | 備考 | |
| R○. 10. 1 | 50 | | 50 | 原末から調製 | |
| 10. 15 | 50 | | 85 | 原末から調製 | |
| 10. 30 | | | 20 | 期末在庫 ※15 | |

※15 期末在庫秤量

例7 空アンプル等回収簿

| 処方せん番号 | 年月日 | 患者名 | 麻薬名 | 払出数 | 麻薬持出者名 | 空アンプル数 | 空アンプル回収日※ | 使用量 | 回収量 | 回収日※ | 返納者名 | 受理者名 | 廃棄月日 | 廃棄者名 | 立会者名 | 届出月日 |
|--------|-----|-----|-----|-----|--------|--------|-----------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

※ワンショット施用の場合は、同日となるが、IVH等では違う日となる場合もある。

例8 補助帳簿（麻薬廃棄簿）

患畜の死亡その他の理由により施用できなくなった麻薬、入院又は転院の際に患畜の所有者等が持参した麻薬は、麻薬管理者の責任において廃棄することができますが、調剤済麻薬廃棄届が必要です。また、帳簿にも記載しなければなりません。

この場合の帳簿は、上記の麻薬管理帳簿に記載してもよいですが、別に補助帳簿（麻薬廃棄簿）を作成することもできます。

（錠剤・坐剤・貼付剤）

| 品名 | MS コンチン 10mg 錠 | 単位 | T | 廃棄方法 | 粉碎して放流 |
|------------|----------------|------------|-------|-----------|--------------------------|
| 受入年月日 | 受入数量 | 廃棄年月日 | 立会人署名 | 届出年月日 | 備考 |
| R〇. 10. 11 | 5 | R〇. 10. 12 | 〇〇〇 | R〇. 11. 1 | 〇井〇和 (犬・雄) (入院時持参) |
| R〇. 10. 21 | 15 | R〇. 10. 21 | 〇〇〇 | R〇. 11. 1 | 〇井〇和 (犬・雄) |
| | | | | | |

注 日付、患畜毎に記入してください。

（内服水剤）

| 品名 | モルヒネ塩酸塩水剤 | 単位 | ml | 廃棄方法 | 放流 |
|------------|-----------|------------|-------|-----------|---------------|
| 受入年月日 | 受入数量 | 廃棄年月日 | 立会人署名 | 届出年月日 | 備考 |
| R〇. 10. 6 | 60 | R〇. 10. 6 | 〇〇〇 | R〇. 11. 1 | △田△子 (犬・雌) |
| R〇. 10. 25 | 150 | R〇. 10. 26 | 〇〇〇 | R〇. 11. 1 | △田△子 (犬・雌) |
| | | | | | |

注1 麻薬含有水剤・散剤については、麻薬管理者に返却された量を記入するか、それぞれの製剤中の麻薬含有量を記入してください。（どちらを利用するかは、あらかじめ決めておく必要があります。）

注2 日付、患畜毎に記入してください。

(注射剤)

例9 空アンプル回収簿と同じ。

6 廃棄

(1) 調剤前の麻薬の廃棄 (麻向法第29条)

麻薬診療施設の開設者は、古くなったり、変質、損傷等により使用できなくなった麻薬、又は誤調剤により使用できなくなった麻薬を廃棄しようとするときは、その麻薬の品名、数量、廃棄の方法等について、あらかじめ「麻薬廃棄届」(様式9)により県知事に届出が必要です。

届出を提出した後、県の職員の立会いの下に廃棄してください。

(2) 調剤後の麻薬の廃棄 (麻向法第29条、第35条第2項)

患畜の死亡その他の理由により施用できなくなった麻薬を廃棄する場合は、帳簿に記載し、麻薬管理者が麻薬診療施設の他の職員の立会いの下で廃棄してください。特に、入院又は転院の際に患畜の所有者等が持参した麻薬については、患畜の所有者宅等での管理状況等が不明であるので、その患畜に利用しなければ、廃棄することが望まれます。

廃棄の方法は、放流、焼却等麻薬の回収や再利用が困難な方法で行ってください。

麻薬の廃棄が完了すれば、「調剤済麻薬廃棄届」(様式10)を30日以内に提出してください。

なお、30日以内であれば、その期間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。

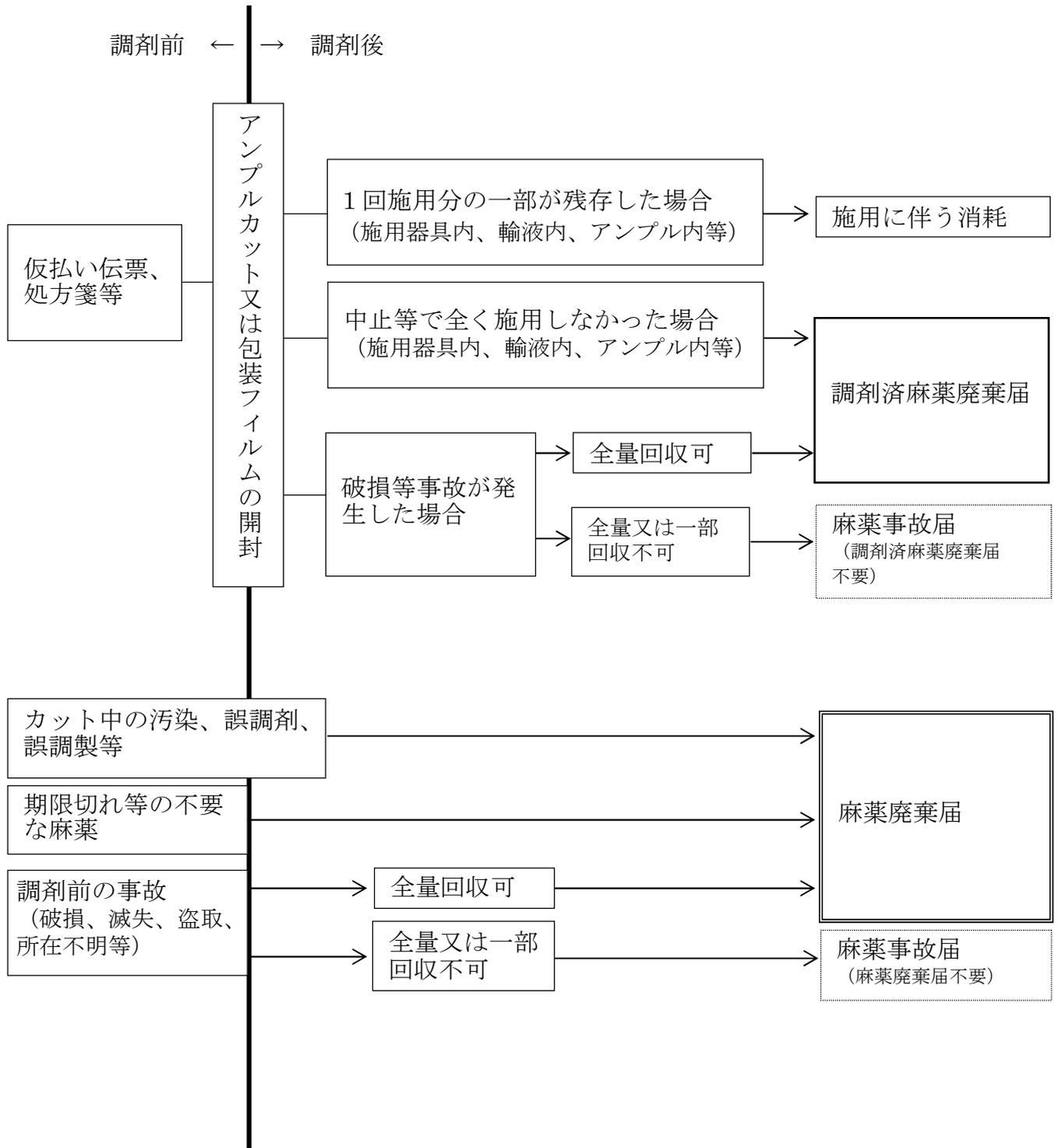
(3) 麻薬注射剤等の施用残麻薬の廃棄 (施用に伴う消耗)

麻薬注射剤の施用残液、輸液等に麻薬注射剤を注入して用いたもの(ただし、1回の施用分として調整したもの)の残液の廃棄については、県知事に届け出る必要はありません。麻薬管理者が麻薬診療施設の他の職員の立会いの下で廃棄してください。

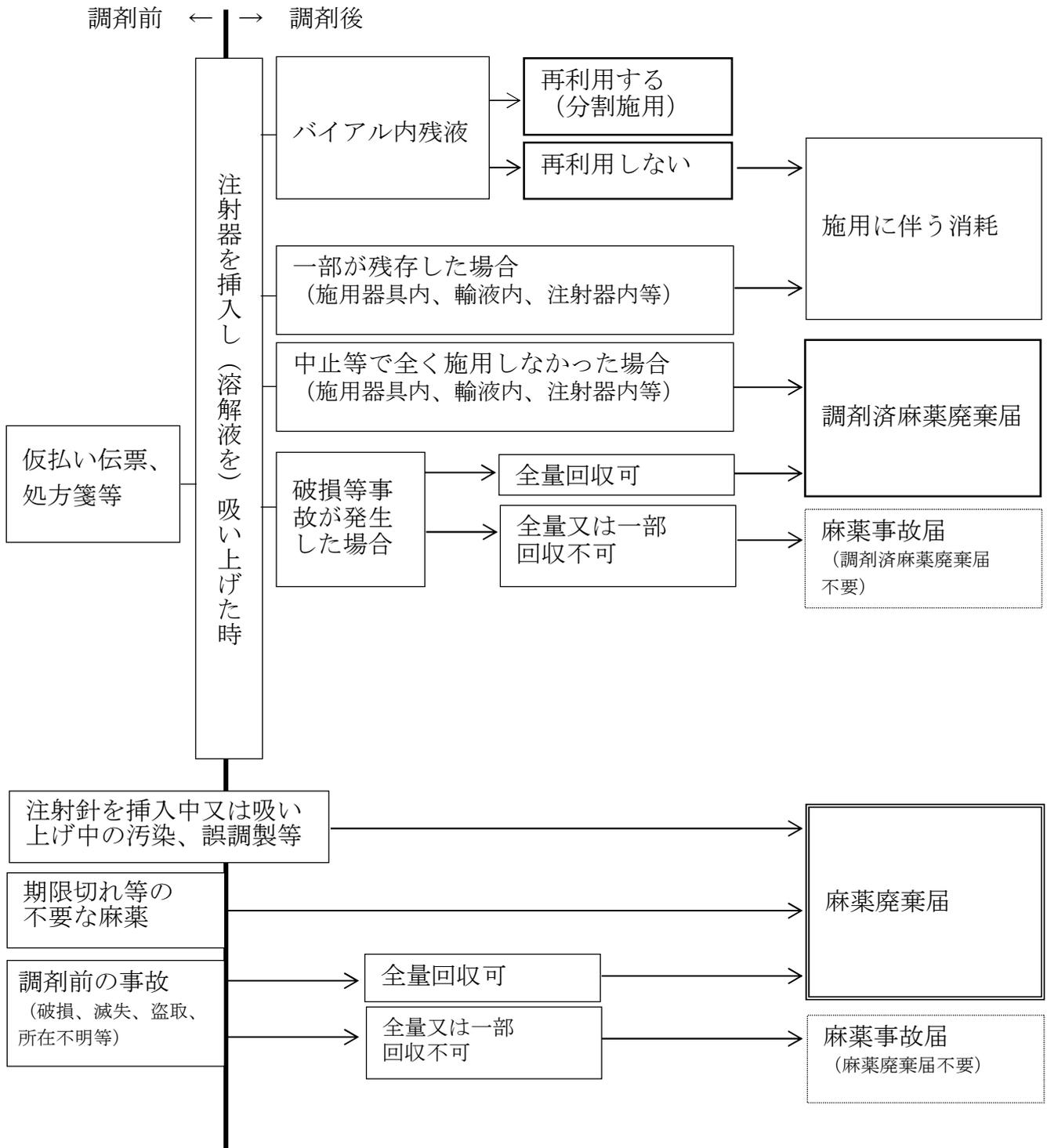
また、バイアル内の残液も同様の扱いとなります。なお、「アルチバ静注用」の場合、溶解・希釈液の量により薬液濃度が違うため、容量記載だけでは不明確となるので、ml(容量)及びmg/ml(濃度)の併記若しくは、mg(量)を記載してください。

麻薬の廃棄の種類についての考え方は次のとおりです。

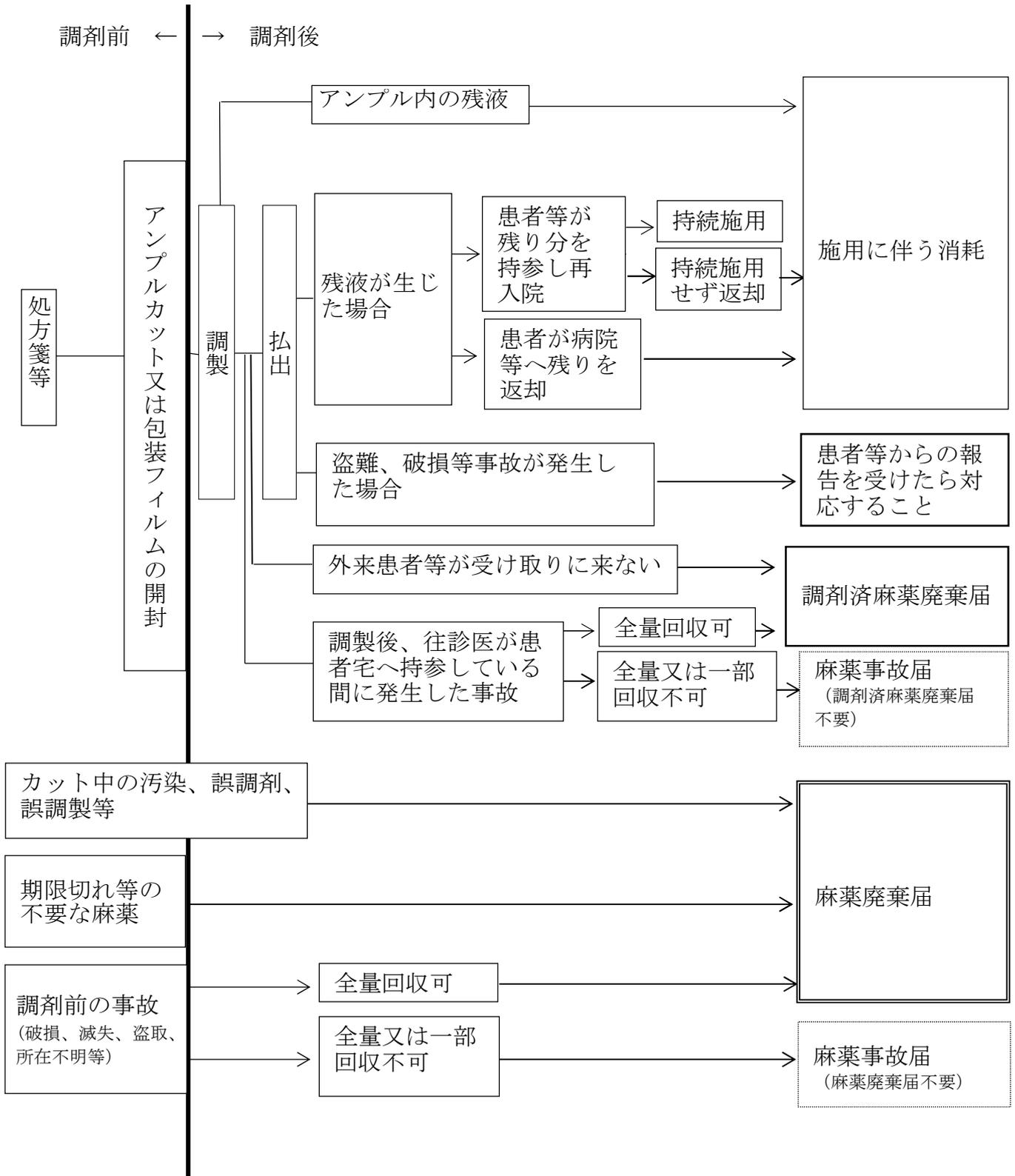
《1. 院内施用の注射剤（バイアルを除く。）の場合》



《2. 院内施用のバイアルの場合》



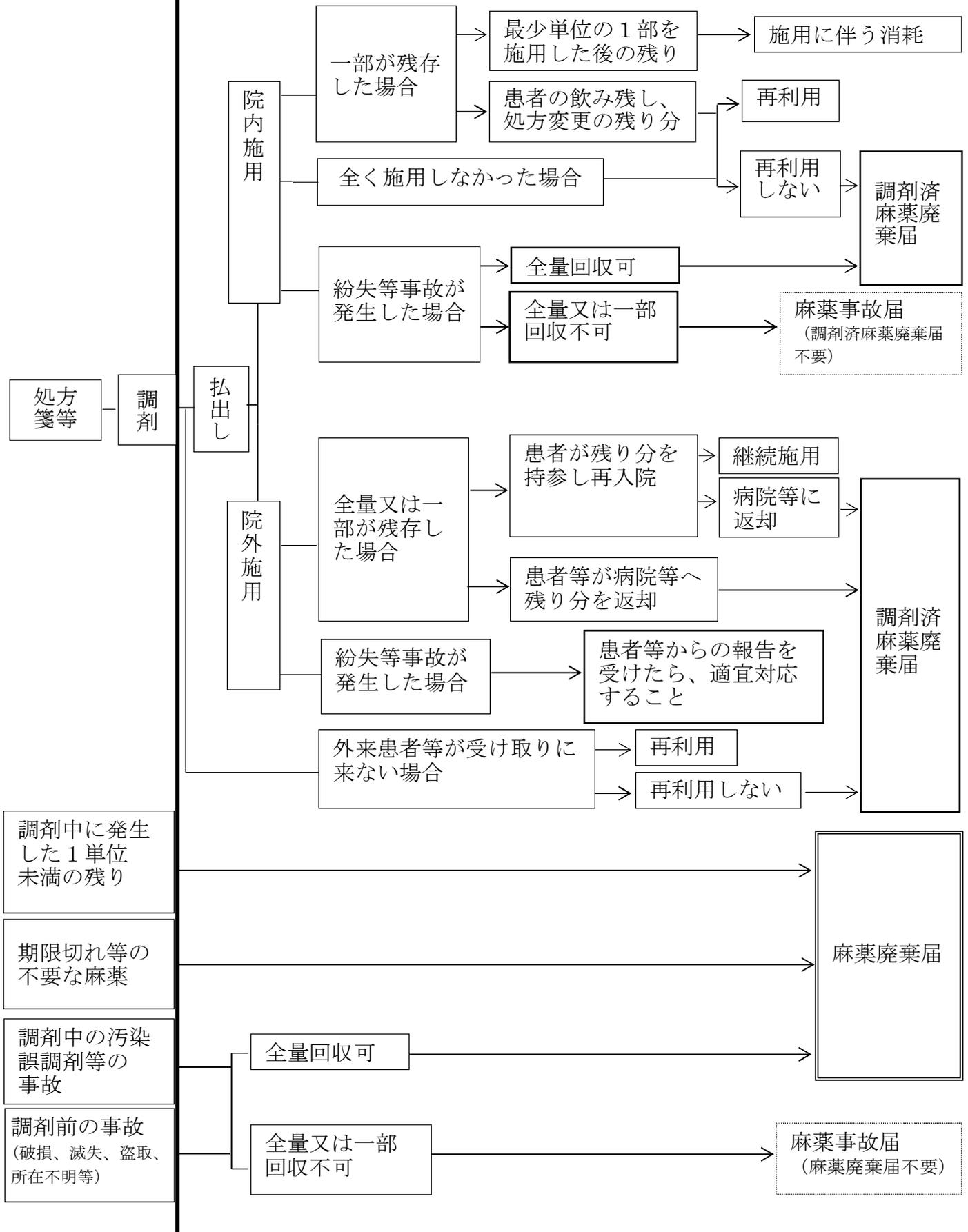
《3. 院外施用の注射剤の場合（連続注入器等）》
 ※在宅患者にアンプルのまま交付しないこと。



《4. 1単位を有する錠剤、カプセル剤、坐剤等の場合》

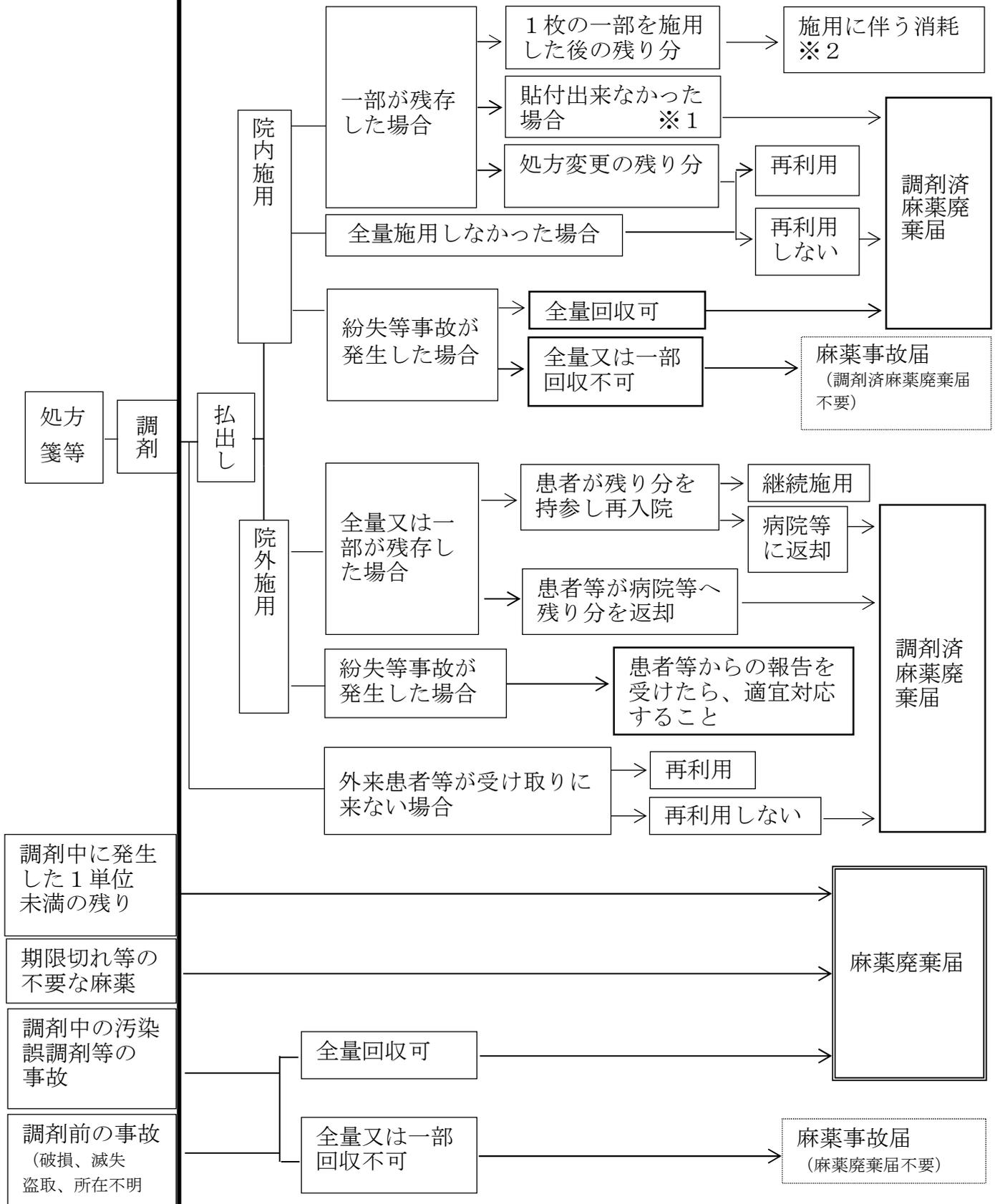
※1単位とは、1錠、1カプセル、1包（顆粒剤）など1回で使い切るための個別に包装された製剤1個分のこと。

調剤前 ← → 調剤後



《5. 貼付剤の場合》

調剤前 ← → 調剤後

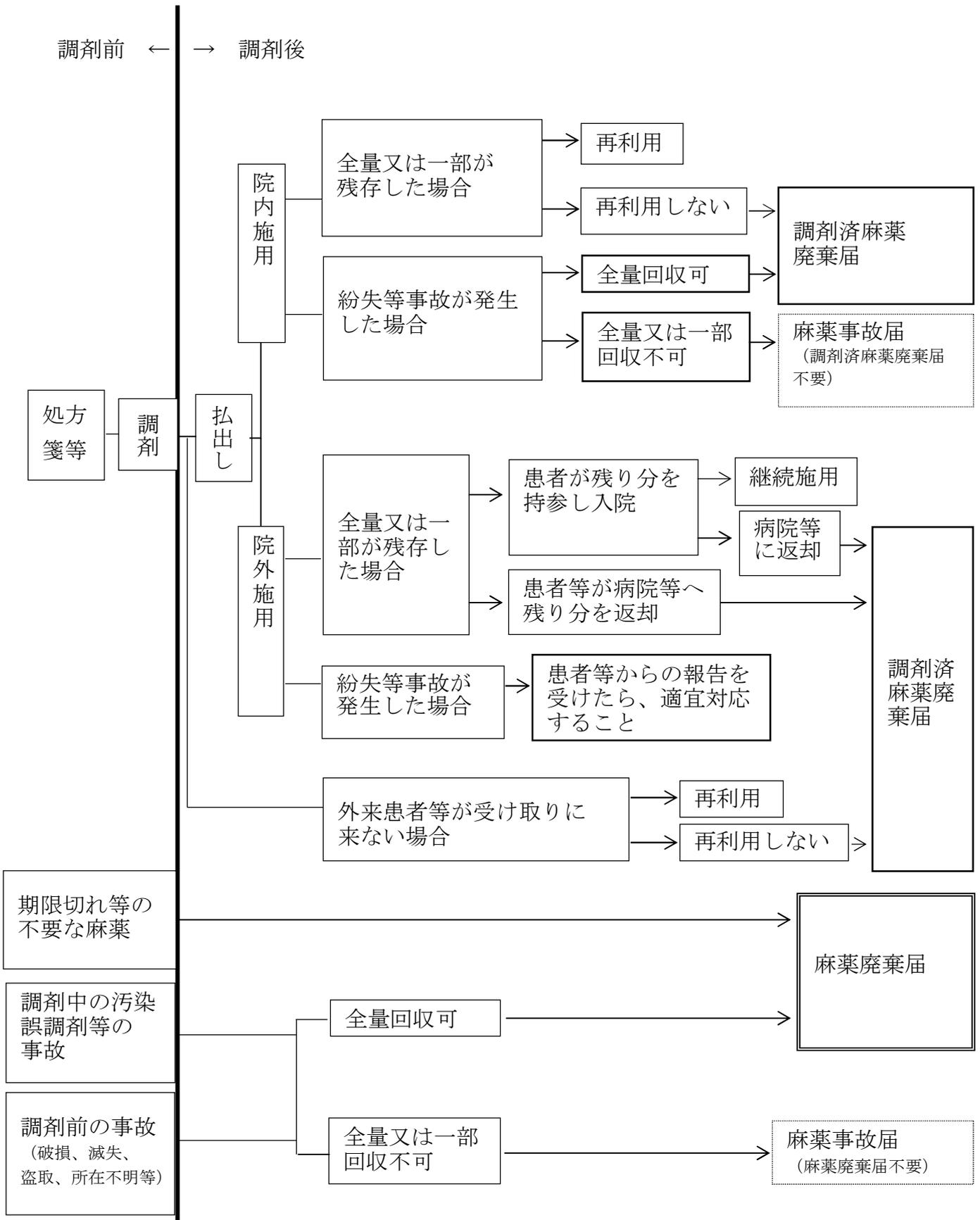


※1 貼付直後、上手く貼付出来ず剥がれた場合やライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当します。

※2 施用途途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合は、施用済みとして処理してください。

※3 院内で施用済みの貼付剤（上記※2の場合も含む。）については、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄してください。

《6. 液剤、散剤等その他の場合》



7 事故（麻向法第35条第1項）

麻薬取扱者が所有し、又は管理している麻薬に滅失、破損、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその麻薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項について、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）が「麻薬事故届」（様式11）により、県知事に届け出なければなりません。

届出の必要な例

- 1 盗難にあつた場合
- 2 紛失等所在が判らなくなった場合
 - ・調剤中に紛失した場合
 - ・患者に服用させようとして紛失した場合
- 3 調剤中等に不注意により破損した場合
- 4 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受けた後、破損に気づいた場合
- 5 その他

注1 麻薬が盗難にあつた場合は、すみやかに警察署にも届け出てください。

注2 アンプル等の破損等事故で回収できた麻薬については、事故内容及び経過を詳細に記載した麻薬事故届を提出することで、改めて麻薬廃棄届を提出する必要はありません。

注3 麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨を記載してください。

8 麻薬年間報告（麻向法第48条）

(1) 麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者)は、毎年11月末日迄に次の事項について県知事に届け出なければなりません。

- ① 前年の10月1日に、麻薬診療施設の開設者が所有していた全ての麻薬の品名及び数量
- ② 前年の10月1日から報告年の9月30日までの間に、麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名及び数量
- ③ 前年の10月1日から報告年の9月30日までの間に、麻薬診療施設の開設者が当該施設で施用し又は施用のため交付した全ての麻薬の品名及び数量
- ④ 報告年の9月30日に、麻薬診療施設の開設者が所有する全ての麻薬の品名及び数量

(2) 留意事項

- ① 麻薬管理帳簿と9月30日現在の麻薬所有数量を必ず照合してください。
- ② 同じ品名の麻薬でも含有量（規格）が異なれば別品目として記載してください。
- ③ 自家予製剤で倍散、倍液は、原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載してください。また、バイアル製剤を分割施用した麻薬についても別品目としてください。
- ④ 患者の所有者等から譲り受けた麻薬を再利用した場合は、受入欄にその数量を（ ）書きで別掲で記載し、備考欄にその旨を記載してください。
- ⑤ 麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあつた数量を備考欄に記載してくだ

さい。ただし、調剤済麻薬廃棄届で処理した麻薬は記載する必要はありません。

- ⑥ 1年間麻薬を所有又は施用しなかった麻薬診療施設についても、その旨を報告してください。

9 立入検査（麻向法第50条の38、第72条第11号）

- (1) 立入検査は、麻薬の取締り上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- (2) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。

向精神藥關係

1 譲受

向精神薬は、免許を受けた向精神薬製造製剤業者、向精神薬輸入業者、向精神薬卸売業者^(注)から譲り受けることができます。

(注) 薬局開設者及び医薬品卸売販売業者は、特段の申し出がない限り、向精神薬卸売業者とみなされます。

そのほか、次の場合も向精神薬を譲り受けることができます。

- (1) 飼育動物診療施設等の開設者が、同時に兼ねる他の飼育動物診療施設から譲り受ける場合
- (2) 飼育動物診療施設等の開設者が、患者の所有者等に交付した向精神薬の返却を受ける場合
- (3) 臨床試験に用いる治験薬を、登録を受けた向精神薬試験研究施設から譲り受ける場合
- (4) 向精神薬取扱者が向精神薬取扱者でなくなった場合に、当該向精神薬取扱者からその所有する向精神薬を50日以内に譲り受ける場合

2 譲渡（麻向法第50条の16）

次の場合以外に、向精神薬を譲り渡すことはできません。

- (1) 患者の治療のため患者の所有者等に交付する場合。
- (2) 向精神薬卸売業者に返品する場合。
- (3) 飼育動物診療施設の開設者が、同時に兼ねる他の飼育動物診療施設に譲り渡す場合。
- (4) 治験薬を向精神薬試験研究施設（又はその施設の設置者が同時に兼ねる向精神薬卸売業者）に返品する場合。

3 保管（麻向法第50条の21）

- (1) 飼育動物診療施設の施設内に保管しなければなりません。
- (2) 向精神薬に関する業務に従事する者が実地に盗難の防止につき必要な注意をする場合を除き、かぎをかけた設備内で保管しなければなりません。

具体的には、次によること。

- ① 調剤室や薬品倉庫に保管する場合で、夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、その出入口にかぎをかけること。
- ② ロッカーや引き出しに保管する場合で、夜間、休日で保管場所を注意する者がいない場合は、そのロッカーや引き出しあるいは部屋の出入口のいずれかにかぎをかけること。

4 廃棄（麻向法第50条の21）

向精神薬を廃棄するときは、焼却、希釈、他の薬剤との混合等回収が困難な方法によらなければなりません。

5 事故（麻向法第50条の22）

次の数量以上の盗難、紛失等があったときは、速やかに県知事に届け出なければなりません。

| | |
|-------------|--------------|
| 末、散剤、顆粒剤 | 100グラム（包） |
| 錠剤、カプセル剤、坐剤 | 120個 |
| 注射剤 | 10アンプル（バイアル） |
| 内服用液剤 | 10容器 |
| 経皮吸収型製剤 | 10枚 |

※ODフィルム錠は「錠剤」にあたります。

※ 盗難、強奪、脅取及び詐欺等犯罪によることが明らかな場合は、上記の数量に関係なく県知事に届け出るとともに警察署にも届け出てください。

6 記録（麻向法第50条の23）

向精神薬（第1種・第2種）を譲り受け、譲り渡し又は廃棄したときは、次の事項を記録し、2年間保存しなければなりません。

- (1) 向精神薬の品名（販売名）及び数量
- (2) 譲受け、譲渡し又は廃棄の年月日
- (3) 譲り受け又は譲り渡した相手方の営業所等の名称及び所在地

(注)

- ① 患畜の所有者等へ向精神薬を交付したとき、施用したとき、患畜の所有者等から向精神薬の返却を受けたとき、あるいは返却を受けたものを廃棄したときは、記録の必要はありません。
- ② 同一法人の飼育動物診療所との間で譲受又は譲渡があった場合は、記録する必要があります。
- ③ 伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。

7 立入検査（麻向法第50条の38、麻向法第72条第11号）

- (1) 立入検査は、向精神薬の取締り上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- (2) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。

8 その他

(1) 容器の記載

- ・ 飼育動物診療施設が向精神薬卸売業者等から譲り受ける向精神薬の外箱等には「向」が表示されています。
- ・ この表示のある医薬品については、保管等に十分注意が必要です。

(2) 製剤、製造、小分け

- ・ 調剤（予製を含む。）する場合及び試験検査のための製剤する場合のほか、向精神薬を製造し、製剤し、又は小分けすることはできません。
- ・ 調剤（予製を含む。）については、製剤に該当しません。

(3) 向精神薬に指定されていない習慣性医薬品についても、向精神薬と同様に管理することが望ましいです。

向精神薬一覧（令和3年6月現在）

| | 物質名 | 薬理作用 | | 物質名 | 薬理作用 |
|-----------|------------|-----------|------------|--------|------|
| 第一種 | ジペプロール | 鎮咳 | 第三種 | テマゼパム | 中枢抑制 |
| | セコバルビタール | 中枢抑制 | | デロラゼパム | 中枢抑制 |
| | フェネチリン | 中枢興奮 | | トリアゾラム | 中枢抑制 |
| | フェンメトラジン | 中枢興奮 | | ニトラゼパム | 中枢抑制 |
| | メクロカロン | 中枢抑制 | | ニメタゼパム | 中枢抑制 |
| | メタカロン | 中枢抑制 | | ノルダゼパム | 中枢抑制 |
| | メチルフェニデート | 中枢興奮 | | ハラゼパム | 中枢抑制 |
| | モダフィニル | 中枢興奮 | | バルビタール | 中枢抑制 |
| 第二種 | アモバルビタール | 中枢抑制 | ハロキサゾラム | 中枢抑制 | |
| | カチン | 中枢興奮 | ピナゼパム | 中枢抑制 | |
| | グルテチミド | 中枢抑制 | ビニルビタール | 中枢抑制 | |
| | シクロバルビタール | 中枢抑制 | ピプラドロール | 中枢興奮 | |
| | フルニトラゼパム | 中枢抑制 | ピロバレロン | 中枢興奮 | |
| | ブタルビタール | 中枢抑制 | フェナゼパム | 中枢抑制 | |
| | ブプレノルフィン | 鎮痛 | フェノバルビタール | 中枢抑制 | |
| | ペンタゾシン | 鎮痛 | フェンカンファミン | 中枢興奮 | |
| ペントバルビタール | 中枢抑制 | フェンジメトラジン | 中枢興奮 | | |
| 第三種 | アルプラゾラム | 中枢抑制 | フェンテルミン | 中枢興奮 | |
| | アミノレクス | 中枢興奮 | フェンプロポレクス | 中枢興奮 | |
| | アロバルビタール | 中枢抑制 | ブトバルビタール | 中枢抑制 | |
| | アンフェプラモン | 中枢興奮 | プラゼパム | 中枢抑制 | |
| | エスクロルビノール | 中枢抑制 | フルアルプラゾラム | 中枢抑制 | |
| | エスタゾラム | 中枢抑制 | フルジアゼパム | 中枢抑制 | |
| | エチゾラム | 中枢抑制 | フルラゼパム | 中枢抑制 | |
| | エチナメート | 中枢抑制 | プロピルヘキセドリン | 中枢興奮 | |
| | エチランフェタミン | 中枢興奮 | ブロチゾラム | 中枢抑制 | |
| | オキサゼパム | 中枢抑制 | ブロマゼパム | 中枢抑制 | |
| | オキサゾラム | 中枢抑制 | ペモリン | 中枢興奮 | |
| | カマゼパム | 中枢抑制 | ベンツフェタミン | 中枢興奮 | |
| | クアゼパム | 中枢抑制 | マジンドール | 食欲抑制 | |
| | クロキサゾラム | 中枢抑制 | ミダゾラム | 中枢抑制 | |
| | クロチアゼパム | 中枢抑制 | メソカルブ | 中枢興奮 | |
| | クロナゼパム | 抗てんかん | メダゼパム | 中枢抑制 | |
| | クロバザム | 抗てんかん | メチプリロン | 中枢抑制 | |
| | クロラゼブ酸 | 中枢抑制 | メチルフェニデート | 中枢抑制 | |
| | クロルジアゼポキシド | 中枢抑制 | メフェノレクス | 中枢興奮 | |
| | ケタゾラム | 中枢抑制 | メプロバメート | 中枢抑制 | |
| | ジアゼパム | 中枢抑制 | レフェタミン | 鎮痛 | |
| | セクブタバルビタール | 中枢抑制 | レミマゾラム | 中枢抑制 | |
| | ゾピクロン | 中枢抑制 | ロフラゼブ酸エチル | 中枢抑制 | |
| ゾルピデム | 中枢抑制 | ロプラゾラム | 中枢抑制 | | |
| テトラゼパム | 中枢抑制 | ロラゼパム | 中枢抑制 | | |
| | | | ロルメタゼパム | 中枢抑制 | |

覚醒剤原料関係

1 医薬品である覚醒剤原料

医薬品である覚醒剤原料（以下「医薬品覚醒剤原料」という。）とは、覚醒剤取締法第2条第5項に規定する覚醒剤原料を含有するもので、かつ、医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品に該当するものです。令和2年3月現在、医薬品医療機器等法第14条第1項に基づき医薬品の製造販売が承認されているものには、次のものがあります。

| 規定条項 | 規定名 | 別名 | 濃度規制 | 商品名 |
|-----------------|-------------------------------------|-------------|------|----------------------|
| 覚醒剤原料を指定する政令第1号 | N, α -ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン | セレギリン | | エフピーOD錠 セレギリン塩酸塩錠 |
| 覚醒剤原料を指定する政令第3号 | 2,6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサンアミド | リスデキサソフェタミン | | ビバンセカプセル |

※以下の物質については覚醒剤原料として指定されていますが、国内承認品はいずれも濃度規制の含有量以下であるため、覚醒剤原料から除外されています。

【含有量 10%以下であれば除外されるもの】

○（法別表第1号）

1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1（エフェドリン）

○（法別表第3号）

1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1（メチルエフェドリン）

【含有量 50%以下であれば除外されるもの】

○（覚醒剤原料を指定する政令第2号）

エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール（ノルエフェドリン、フェニルプロパノールアミン）

2 譲受・譲渡

1) 譲受（覚醒剤取締法第30条の9第2号）

飼育動物診療施設の開設者（往診診療者等を含む。）は、

① 業務のため、指定を受けた覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤製造業者、覚醒剤原料取扱者、覚醒剤原料研究者、覚醒剤研究者（以下「覚醒剤原料取扱者等」という。）から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。

※「往診診療者等」とは、獣医療法第7条第1項に規定する往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者をいう。

- ② 医薬品覚醒剤原料を施用のため交付を受けた患畜の所有者（又は管理者）等から不要になった医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。ただし、当該施設において、獣医師等が交付したものに限られます。

注1 患畜の所有者（又は管理者）等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けたときは、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を提出してください。その後、速やかに譲り受けた医薬品覚醒剤原料を、飼育動物診療施設の開設者自ら、若しくは従事する獣医師、薬剤師等がその他職員の立会いの下で廃棄してください。

注2 廃棄後30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を提出してください。（覚醒剤取締法第30条の13）

2) 譲渡（覚醒剤取締法第30条の9第3号）

次の場合を除いて、覚醒剤原料を譲り渡すことはできません。

- ① 飼育動物の診療に従事する獣医師又は病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等が、施用のため交付する場合。
この場合、覚醒剤原料取扱者等の指定を受ける必要はありません。
- ② 飼育動物診療施設、病院若しくは診療所の開設者が、獣医師、医師又は歯科医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品覚醒剤原料を当該処方箋を所持する者に譲り渡す場合。
- ③ 業務廃止等に伴い譲渡する場合。（10 業務廃止等の項参照）

※1 覚醒剤原料取扱者等から譲り受けた医薬品覚醒剤原料が不要となった場合に、返品、交換をしたり、他の者に譲り渡すこと等はできません。廃棄手続きをとってください。（8 廃棄の項参照）

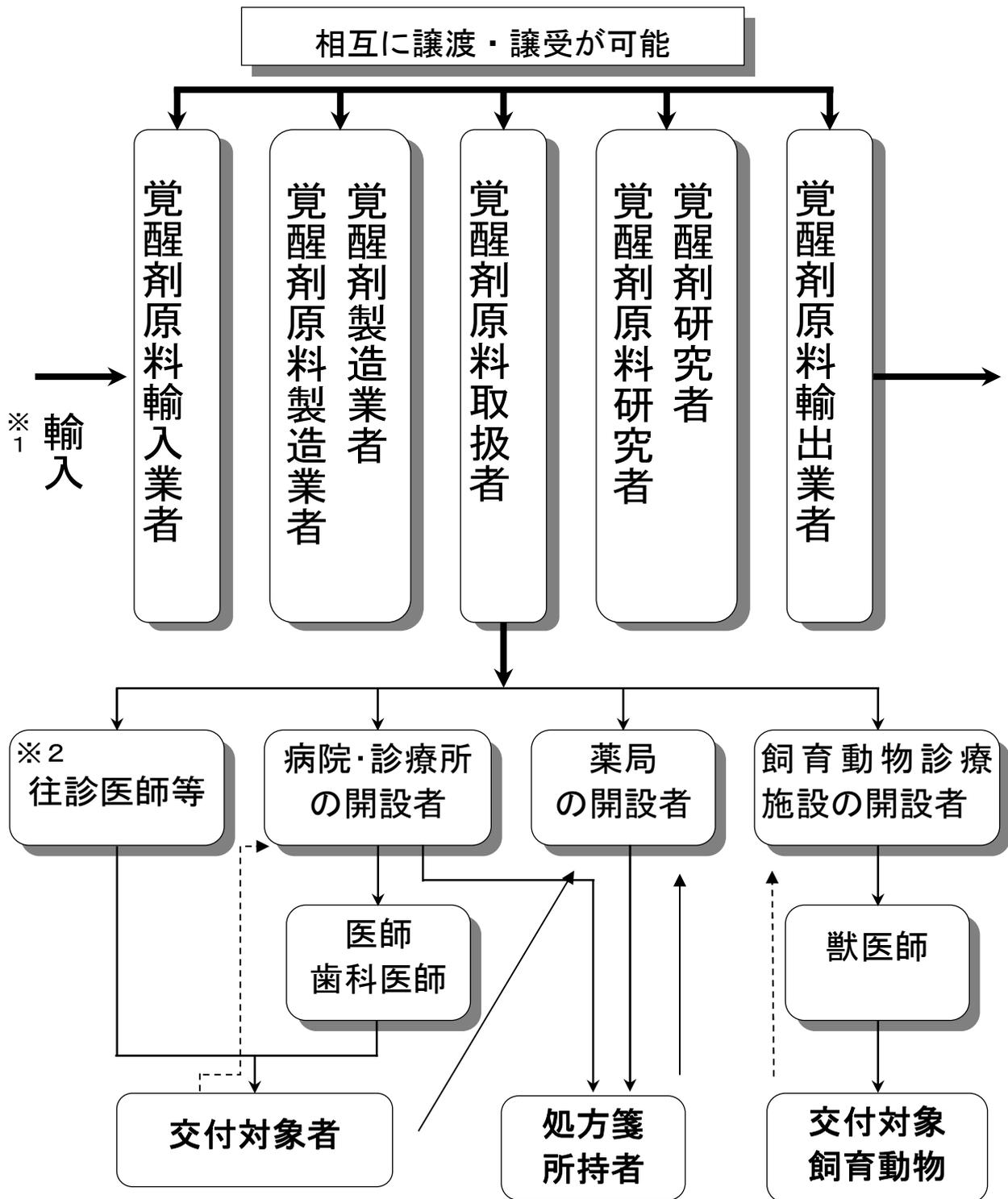
※2 同一法人の飼育動物診療施設間でも譲渡・譲受はできません。

※3 譲受人は、譲渡人が覚醒剤原料取扱者等の指定を受けている者であることを必ず確認してください。

※4 業務廃止等の際、覚醒剤原料を譲渡するにあたっては、相手方が覚醒剤原料の取り扱いができる者であることを必ず確認してください。

法人化や飼育動物診療施設の建て替え等の場合も業務廃止等に該当します。

覚醒剤原料の流通経路（覚醒剤取締法）



- ▶ 覚醒剤原料の流通
- ▶ 医薬品である覚醒剤原料の流通
- - - -▶ 交付した病院等のみ

※1 地方厚生（支）局長の許可が必要

※2 医療法第5条第1項に規定する公衆又は特定多数人のために往診のみによって診療に従事する医師又は歯科医師をいう。

注）地方厚生（支）局長の許可を受けた場合は、この図の例によらない譲渡譲受ができる。

3) 譲渡証・譲受証（覚醒剤取締法第30条の10）

(1) 譲渡証・譲受証の交付

- ① 飼育動物診療施設の開設者が医薬品覚醒剤原料を譲り受ける場合、
 - ・あらかじめ「覚醒剤原料譲受証（様式16）」（以下「譲受証」という。）を譲渡人である覚醒剤原料取扱者等に交付するか、
 - ・譲受証と引き換えに「覚醒剤原料譲渡証」（以下「譲渡証」という。）と医薬品覚醒剤原料を譲り受けるかしなければなりません。
- ② 「2 譲受・譲渡 2) ①、②」の場合は、譲渡人に対する譲渡証の交付、譲受人からの譲受証の交付を受ける必要はありません。

(2) 譲渡証・譲受証の保存期間

譲渡証（譲受証）の交付を受けた者は、譲受（譲渡）の日から2年間、これを保存しなければなりません。

(3) 譲渡証、譲受証の記載（確認）内容

| | 譲 渡 証 | 譲 受 証 |
|------------|---|--------------------------------|
| 譲渡・譲受年月日欄 | 出庫年月日 | 注文年月日 |
| 住所・氏名欄 | ・指定に係る業務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、押印 ・業務廃止等に伴い譲渡する場合は、開設者の氏名を記載し、押印 | 飼育動物診療施設の所在地、名称及び開設者の氏名を記載し、押印 |
| 指定の種類及び番号欄 | ・指定証に記載された資格の種類 ・譲渡人の当該指定証の番号 ・業務廃止等に伴い譲渡する場合には、飼育動物診療施設等の別 | |
| 品名欄 | ・日本薬局方医薬品は、日本薬局方に定められた名称 ・その他の医薬品は、一般的名称又は商品名 | |
| 使用の目的及び備考欄 | 業務廃止等に伴い譲渡する場合は、備考欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載 | 使用目的等を具体的に記載 (例) 患畜治療のため |

※1 業務廃止等に伴い譲渡する場合には、譲渡証の「指定の種類」欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設の別を記載し、「備考」欄に「業務廃止のため」等譲渡の理由及び業務廃止等事由の発生日を記載してください。

※2 開設者名（代表者名）を記載し、押印することになりますが、開設者が国、地方公共団体若しくは法人の場合、当該施設の名称、当該施設の長の職名、氏名を、住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準じるもの（覚醒剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

麻薬専用印と併用しても差し支えありませんが、「麻薬」のみの文字が入った印は使用できません。

(4) その他

- ① 業務廃止等に伴い医薬品覚醒剤原料を譲渡（受）する場合（10 業務廃止等

の項参照)にあっても、当該譲渡(受)証の交付は必要です。

- ② 譲受人が医薬品覚醒剤原料を譲り受ける際には、必ず譲渡証の品名、数量等記載事項と現品とを照合し確認してください。
- ③ 譲受(譲渡)証の作成は、取扱責任者を選任して行ってください。
- ④ 譲受(譲渡)証用紙に印のみ押して相手方に先渡しておく等のいわゆる白紙委任行為は絶対に行ってはいけません。

3 所持(覚醒剤取締法第30条の7)

次の者は、医薬品覚醒剤原料を所持することができます。

- (1) 飼育動物診療施設の場合(その業務のため、医薬品覚醒剤原料を所持する場合に限る。)
 - ① 開設者(往診によってのみ診療業務を行う獣医師を含む。)
 - ② 獣医師
 - ③ 管理者
 - ④ 上記の者の補助者
- (2) 患者の看護に当たる者の場合
 - ① 獣医師又は往診獣医師から施用のため、医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者の所有者等

4 使用(覚醒剤取締法第30条の11)

次の者は、その業務のため医薬品覚醒剤原料を施用することができます。

- ① 飼育動物の診療に従事する獣医師(飼育動物診療施設の開設者(往診のみによって診療業務を行う獣医師を含む)及び飼育動物診療施設の開設者に雇用されている獣医師に限る。)
- ② 飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者

※1 飼育動物診療施設において、学術研究の目的で覚醒剤原料(医薬品であるか否かを問わない。)を使用する場合、覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者の指定を受ける必要があります。

※2 飼育動物診療施設の資格で購入した医薬品である覚醒剤原料を、学術研究の目的で使用することはできません。

5 保管

1) 保管の管理者と保管場所(覚醒剤取締法第30条の12)

医薬品覚醒剤原料については、

- ① 飼育動物診療施設にあつては、その管理者がその施設に保管しなければなりません。
- ② 往診のみによって飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師にあつては、その住所において、それぞれ保管しなければなりません。

2) 保管設備

- (1) 医薬品覚醒剤原料の保管は、かぎをかけた場所において行われなければなりません。かぎをかけた場所とは、施錠設備のある医薬品棚・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備のことです。
- (2) ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、次のとおりとしてください。
 - ① 保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固なかぎがついていること。
 - ② 保管庫が容易に持ち運びできる場合にあつては、床にボルト等で固定すること。
 - ③ 保管庫は、できるだけ人目に付かない場所であつて、施錠設備のある室内に設置すること。

※1 処置室等で保管する場合も同様の保管設備が必要です。

※2 保管庫は、覚醒剤原料専用とすることが望ましいです。ただし、専用保管庫でない場合は、他のものと区別して保管してください。

※3 麻薬保管庫に麻薬と一緒に保管することはできません。

6 管理

- (1) 医薬品覚醒剤原料の取扱いの管理体制を明確にし、盗難等の事故の防止を図るため、飼育動物診療施設に取扱責任者を定めることが望ましいです。
- (2) 取扱責任者には、当該飼育動物診療施設における医薬品覚醒剤原料の受入れ、保管、払出し等の実務に携わる者のうち、その全般について把握できる立場にある者を当ててください。
- (3) 取扱責任者は、医薬品覚醒剤原料に関して次に掲げる実務を責任をもって行ってください。
 - ① 受入れ（覚醒剤原料取扱者等からの譲受け）
 - ② 払出し（**2 譲受・譲渡 2**）①、②以外の払出し）
 - ③ 保管（保管場所での保管、定期的な保管設備への巡回等）
 - ④ 保管設備のかぎの管理
 - ⑤ 帳簿の作成及び保管
 - ⑥ 廃棄や事故に関する届出

7 記録（覚醒剤取締法第30条の17）

病院又は診療所、飼育動物診療施設の開設者は、施設ごとに帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

- (1) 譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日
譲り受けた日は、譲渡証の記載された年月日を記入し、実際の受入日が異なる場合は、備考欄に受け取った年月日を記入してください。また、備考欄に製造番号を記入してください。
- (2) 廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日
覚醒剤原料廃棄届、交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料廃棄届の届出日を備考欄に記載してください。
- (3) 施用した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日

- (4) 譲り渡した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日
 (5) 事故届を提出した場合は、届け出た医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び事故を発見した年月日

覚醒剤原料事故届出書の届出日を備考欄に記載してください。

- ※1 帳簿は、品名、剤形、濃度別に口座を設けて記載してください。
 ※2 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。
 なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありませんが、紛失等がないように保管には留意願います。
 ※3 帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
 ※4 医薬品覚醒剤原料の受払等をパソコンを用いて処理し、帳簿として使用する場合は、帳簿に県職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1カ所に整理し、立入検査等の際に掲示できるようにしてください。
 ※5 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を日本線等により判読可能なように抹消して、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。
 ※6 帳簿の記載は、原則として、医薬品覚醒剤原料の受入れ又は払出しの都度行ってください。
 ※7 当該飼育動物診療施設の開設者は、帳簿を使い終わったときは、最終の記載の日から2年間保存しなければなりません。

帳簿の記載例

| 品名 | エプピーOD錠 2.5mg | | | 単位 | T |
|-----------|---------------|----|-----|--|---|
| 年月日 | 受入 | 払出 | 残量 | 備考 | |
| R×. 4. 1 | | | 17 | 前帳簿から繰越し lot xx-xxxxx | |
| R×. 4. 15 | | 14 | 3 | ○田○子（犬・雌） | |
| R×. 4. 17 | 100 | | 103 | ○○株式会社 lot xy-xxxxx | |
| R×. 4. 20 | (7) | | 103 | ▽▽▽▽から返却 R2.4.22 交付又は調剤済みの覚醒剤原料譲受届出書提出 R2.4.25 廃棄 立会者署名 R2.5.10 交付又は調剤済みの覚醒剤原料廃棄届提出 | |
| R×. 6. 10 | | 10 | 93 | 異物付着のため、○○株式会社に譲渡 令和×年6月2日付近厚麻発●●第▲号覚醒剤原料譲渡許可書 | |

8 廃棄（覚醒剤取締法第30条の13）

- (1) 飼育動物診療施設の開設者は、古くなったり、変質等により使用しない医薬品覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、「覚醒剤原料廃棄届出書」（様式17）により届け出て、県職員の立会いの下で廃棄しなければなりません。
- (2) 以下のような場合において、獣医師等が施用のために交付した医薬品覚醒剤原料を廃棄する場合には、県職員の立会いは不要ですが、廃棄後30日以内に「交付又は調剤済みの薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」により届出なければなりません。なお、30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出で提出しても差し支えありません。
 - ① 患畜の死亡等で不要となり、患畜の所有者等から譲り受けた場合
 - ② 患畜の所有者等の死亡により相続人等から譲り受けた場合
 - ③ 再入院、転入院の際に患畜の所有者等が持参し、施用する必要がなくなった場合（ただし、自らの診療施設で交付したもので限ります。そうでない場合、持参した患畜の所有者等自らが廃棄するよう指導してください。その際に、患畜の所有者等が行う廃棄を補助することは、差し支えありません。）

注 廃棄は、償却、放流等、医薬品覚醒剤原料の回収が困難な方法によって行ってください。

廃棄後は、帳簿に廃棄した旨を記載するか、廃棄用の補助帳簿を作成して記録する必要があります。

9 事故（覚醒剤取締法第30条の14）

飼育動物診療施設の開設者は、所有する医薬品覚醒剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、すみやかに「覚醒剤原料事故届出書」（様式20）により県知事に届け出なければなりません。

盗難等の場合には、所轄の警察署へも届け出てください。

10 業務廃止等

(1) 所有数量報告（覚醒剤取締法第30条の15第1項）

飼育動物診療施設の開設者が、その施設又は飼育動物の診療業務を廃止したときから15日以内に、県知事に「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書」（様式21）により所有し、又は所持していた医薬品覚醒剤原料の品名及び数量を報告しなければなりません。

なお、覚醒剤原料を所有していない場合にあっても、不法所持に至らしめないように覚醒剤原料を所持していないことを確認する必要がありますので、その旨を報告してください。

(2) 譲渡報告（覚醒剤取締法第30条の15第2項）

所有数量報告をしなければならない者は、所有し又は所持していた医薬品覚醒剤原料を、業務廃止等の事由が生じた日から30日以内に飼育動物診療施設の開設者、覚醒剤原料取扱者、病院又は診療所の開設者、薬局開設者等に譲り渡すことができます。

なお、譲り渡した場合は、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書」により県知事

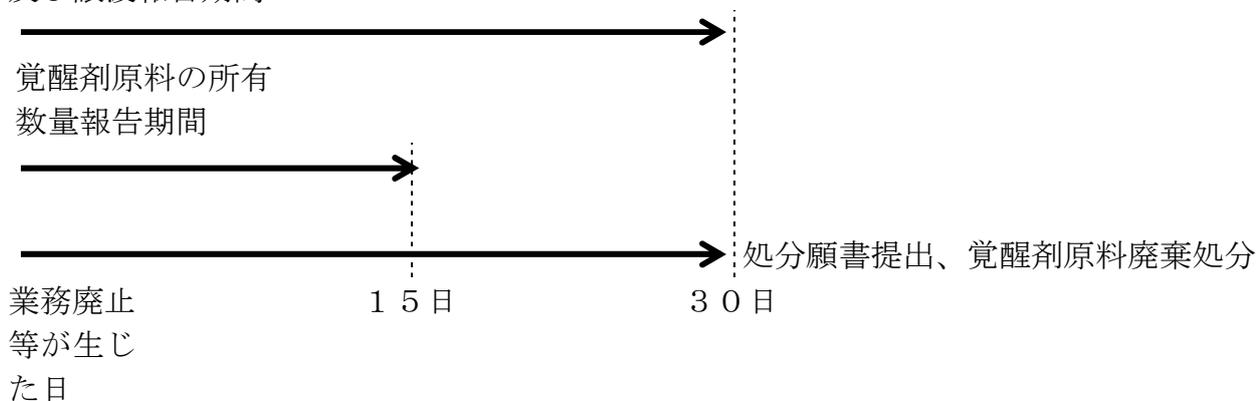
に報告しなければなりません。

また、譲り渡す際、相手方の資格をあらかじめ確認し、この譲渡・譲受についても譲渡証及び譲受証の交換を行う必要があります。

(3) 廃棄処分（覚醒剤取締法第30条の15第3項）

業務廃止等の事由が生じ、30日以内に所有し又は所持していた医薬品覚醒剤原料を譲り渡すことができなかつた場合には、その者は、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書」（様式23）により県知事に願い出て、速やかに県職員の立会いを求め、その指示を受けて医薬品覚醒剤原料について廃棄その他の処分をしなければなりません。

所有覚醒剤原料の譲渡
及び譲渡報告期間



1.1 立入検査（覚醒剤取締法第32条第2項、第42条の2第8号）

- (1) 立入検査は、覚醒剤原料の取締上必要があるときに行われ、犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- (2) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。

麻薬・向精神薬・覚醒剤原料取扱比較表

| | 麻 薬 | 向 精 神 薬 | 覚醒剤原料 |
|-------|---------------------------------------|--|---|
| 1 譲受 | 県内麻薬卸売業者 患畜の所有者又は管理者からの返却 | 向精神薬営業者 患畜の所有者又は管理者からの返却 同一開設者の施設 | 覚醒剤原料取扱者 患畜の所有者又は管理者からの返却 （「交付又は調剤済み覚醒剤原料譲受届」を提出後、廃棄し、「交付又は調剤済み覚醒剤原料廃棄届」を30日以内に提出） （他の飼育動物診療施設等で交付されたものは譲受不可） （業務廃止の際、医薬品である覚醒剤原料を他の覚醒剤原料取扱者等に譲渡する場合、譲受譲渡書の交換が必要） |
| 2 保管 | 専用の堅固でかぎのかかる保管庫 （覚醒剤と同一保管は可） | 施設内にかぎのかかる設備 覚醒剤原料と同一保管庫は可 （あらかじめ区画していること） | 施設内にかぎのかかる設備 向精神薬と同一保管庫は可 （あらかじめ区画していること） |
| 3 譲渡 | 患畜の所有者あるいは管理者 同一開設者の施設不可 卸に返品不可 | 患畜の所有者あるいは管理者 同一開設者の施設可 卸に返品可 | 患畜の所有者あるいは管理者 同一開設者の施設不可 卸に返品不可 （業務廃止の際、医薬品覚醒剤原料を他の覚醒剤原料取扱者等に譲渡する場合、譲受証、譲渡証の交換必要） |
| 4 帳簿 | 必要 | 1種2種必要 （卸からの伝票をファイル可） | 必要 |
| 5 事故届 | 必要（全て） | 数量の規定あり 盗難時は全て | 必要（全て） |
| 6 廃棄 | 廃棄届 調剤済麻薬廃棄届 施用に伴う消耗 | 1種2種は記録が必要 | 廃棄届 交付又は調剤済み覚醒剤原料廃棄届 |
| 7 再利用 | 可 | 可 | 可 |

麻薬等取扱いに関する Q & A

麻 薬 関 係

(免許)

Q1 私の勤務するA飼育動物診療施設には、同じ県内にB分院があり、この度毎週1日B分院でも診察に従事することになりました。私は、A飼育動物診療施設で麻薬施用者の免許を受けていますが、B分院でも麻薬施用を行うためには、新たな麻薬施用者免許の申請をしなければならないのでしょうか。

A 新たに麻薬施用者免許を受ける必要はありませんが、麻向法第9条の規定による免許証の記載事項変更届を提出することが必要です。この手続きにより、現に受けている麻薬施用者免許証に「従として診療に従事する麻薬診療施設」としてB分院が記載されますので、A飼育動物診療施設及びB分院の双方で麻薬の施用ができることとなります。

ただし、B分院には麻薬管理者を設置する必要があります。

Q2 飼育動物診療施設において、獣医師である院長が麻薬施用者であれば、他の獣医師は麻薬施用者でなくても麻薬を施用することができるのでしょうか。

A 麻薬施用者でない獣医師は、麻薬の施用はできません。麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬処方箋を交付する者は、全て麻薬施用者の免許を受けなければなりません。

Q3 「麻薬施用者」と「麻薬管理者」が同一人物である場合、免許申請あるいは継続申請(更新)時において、一方の「精神病患者、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を省略することは可能ですか。

A 麻薬取扱者免許については、麻向法施行規則第1条において、申請書に医師の診断書を添付して申請することとなっています。

麻薬という依存性の強い薬物を取り扱う者については、免許申請にあたり麻向法第3条第3項第5号の規定により申請者が心身の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うことができない者でないこと及び麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でないことの確認が不可欠です。

麻薬取扱者に対する免許の制度が更新ではなく、有効期間が満了するごとに新たな免許を与えている主旨に鑑み診断書の添付を省略することは妥当ではありません。

しかしながら、麻向法に基づく「麻薬施用者免許証」と「麻薬管理者免許証」の申請が同時になされる場合には、一方に添付する医師の診断書(原本)は、他方に副本が付されており、原本との突合がなされるのであれば、写しであっても差し支えありません。

Q4 麻薬の免許証を紛失したので、免許証の再交付を受けたのですが、後日紛失していた免許証を発見しました。どのような手続きが必要ですか。

A 麻薬取扱者は、免許証の再交付を受けた後、紛失していた免許証を発見したときは、紛失していた免許証を発見した日から15日以内に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては県知事に、免許証返納届に発見した免許証を添付して返納してください。

Q5 麻薬業務所である飼育動物診療施設を移転する際、どのような手続きが必要ですか。

A (1) 麻薬施用者の免許：麻薬施用者の免許については、県内の移転であれば、麻向法第9条に基づく免許証の記載事項の変更届を移転後15日以内に行ってください。他の都道府県に移転する場合は、業務廃止の手続きが必要となりますので、麻薬施用者は業務を廃止した日から15日以内に県知事に免許証を添えて業務廃止届を行ってください。併せて、新たに業務を行う麻薬業務所の所在する都道府県知事に免許を申請してください。

(2) 麻薬管理者の免許：麻薬管理者の免許については、その移転が県内、若しくは他の都道府県への移転であるにもかかわらず、業務廃止の手続きを行い、併せて新たに業務を行う麻薬業務所の所在する知事に免許を申請してください。

(3) 麻薬の移動：業務を廃止した際に麻薬を所有している場合には、麻薬診療施設の開設者は、15日以内にその所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出てください。麻向法第36条第2項の規定に基づき、業務廃止の日から50日以内であれば、その所有する麻薬を県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲渡できます。

従って、県内で麻薬診療施設を移転する場合には、新しい麻薬診療施設に従来所有していた麻薬を移すことができます。この場合、旧業務所における麻薬診療施設の開設者と新業務所における麻薬診療施設の開設者は、それぞれ別人格と見なされますので、当該麻薬の移動は譲渡となり、県知事に対し譲渡の届出が必要となります。(同条第3項)。譲り渡した日から15日以内に譲り渡した麻薬の品名、数量、譲渡の年月日並びに譲渡先の氏名、又は名称及び住所を記入して行ってください。

他の都道府県に移転する場合で、業務廃止時に所有していた麻薬を持って行く場合は、移転先の都道府県知事から麻薬施用者(麻薬管理者)の免許を取得し、業務廃止前までに麻向法第24条第10項の規定による厚生労働大臣の許可を得て、業務廃止に併せて麻薬を譲り渡してください。

Q6 獣医師(麻薬施用者)の夫が死亡したので、夫の母校から獣医師Aを迎え、息子が獣医師になるまで飼育動物診療施設を続けたいと考えています。麻薬の購入についてはどのような手続きが必要ですか。

A 新たに来る獣医師Aがあなたの開設する飼育動物診療施設を麻薬業務所として麻薬施用者の免許を受け、県内の麻薬卸売業者から麻薬を購入することとなります。

ただし、獣医師Aが、あなたの飼育動物診療施設を従たる診療所とした場合には、麻薬管理者を置く必要があります。

Q7 個人が開設している飼育動物診療施設において開設者が死亡しましたが、直ちに獣医師を雇い、麻薬施用者の免許を受けさせて診療を行わせる場合、死亡した開設者が所有していた麻薬は、妻が相続しさらに新たな開設者としての同人に譲渡されたものと解して麻向法第36条第3項の譲渡届が必要ですか。

A 麻向法第36条第4項の準用規定に基づき、相続人たる妻は同条第1項に規定する届出義務人として第2項の規定により新たな開設者である同人に麻薬を譲り渡したと考えられるので、同条第3項規定の譲渡届が必要です。

Q8 麻薬診療施設を閉鎖する場合の麻薬の取扱いについて、どのような手続きが必要ですか。

A 麻薬診療施設が麻薬に関する業務を廃止したときは、15日以内に県知事に麻薬管理者免許証、麻薬施用者免許証を添えてその旨を届け出てください。また、麻薬診療施設でなくなったときは、麻向法第36条の規定に基づき、15日以内に現に所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出てください。これらの場合、所有する麻薬は、届出事由が生じた日から50日以内に、県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すか、県知事に「麻薬廃棄届」を提出し県職員の立会いの下に廃棄しなければ、麻薬の不法所持となります。

麻向法第36条の規定に基づき、麻薬を譲り渡した場合、譲渡の日から15日以内に、譲り渡した麻薬の品名、数量、譲渡年月日、譲渡先の氏名又は名称及び住所を県知事に届け出てください。

Q9 市町村による住居表示の実施等に伴い、地番変更がありました。免許証の記載事項を変更する必要がありますか。

A 市町村の住居表示の実施等に伴って麻向法第9条の規定による免許証の記載事項に変更が生じた場合には、その都度、免許証の記載事項の変更届を提出する必要はありません。ただし、変更届の提出を妨げるものではありません。

Q10 免許証に旧姓の記載をするため、麻薬取扱者免許証記載事項変更届を提出する場合の添付書類に戸籍抄本等とありますが、戸籍抄本に代わるものとしてどのような書類がありますか。

A 旧姓及び新姓がわかる書類（写し可）を提出してください。例えば、旧姓が併記された獣医師等免許証、自動車運転免許証の裏書等です。

（製造・製剤）

Q11 麻薬施用者である獣医師がケタミンを施用する際、動物の特徴に応じて、投与しやすいように剤型を粉末から錠剤にしたり、より強い効果を得るために、液剤を濃縮する行為は認められますか。

A 麻薬診療施設の麻薬施用者が施用するため、あらかじめ麻薬を調製する行為は調剤の予備行為であり、麻向法第22条には抵触しません。特定獣畜の特定の疾病に対し、治療のため、必要性に応じた範囲内で、その処方（特異性や保存性等）を考慮した上で、あらかじめ調製することは認められます。設問のように、客体に応じて、ケタミンの粉末を錠剤にする行為や、ケタミンの溶媒を揮発させ濃縮する行為等は、調製行為に当たるため、認められます。ただし、具体的な客体を想定せずに粉末を錠剤にする行為等や、濃縮する際、抽出等により不純物を除去することは精製（製造）にあたるため、認められません。

（譲渡・譲受）

Q12 麻薬を施用しなければならない患畜が急に来院しましたが、麻薬の在庫がない場合、近くの飼育動物診療施設から借りて施用することはできますか。

A 麻薬診療施設においては、開設者が施用のため交付される麻薬を患畜の所有者等に譲り渡す場合のほか、麻薬を譲り渡すことはできません。従って、麻薬の在庫がないからといって近くの飼育動物診療施設から麻薬を借りて施用することはできません。

Q13 A飼育動物診療施設で保有する麻薬注射液が品切れとなったため、とりあえず、B飼育動物診療施設から麻薬注射液を借り受け、後日購入してこれを返却しました。このような行為は麻向法違反となりますか。

A 麻薬の貸借は麻薬を不正に譲渡・譲受したことになり、貸した方が麻薬の譲渡違反、借りた方が麻薬の譲受違反になり、また、返却が行われた場合には、返却側が麻薬譲渡違反、返却を受けた側が譲受違反になります。

Q14 A飼育動物診療施設とB飼育動物診療施設の開設者が同一人の場合に、A飼育動物診療施設で購入した麻薬の一部をB飼育動物診療施設に分配することはできるのですか。

A 麻薬診療施設の開設者は、麻薬卸売業者以外の者から麻薬を譲り受けることができません。また、麻薬診療施設の開設者が同一人であっても、その施設ごとに開設者は別人と見なされ、設問のような行為は、麻薬の譲渡・譲受となります。従って、麻薬は各施設ごとに別々に購入しなければなりません。

Q15 麻薬診療施設又は麻薬小売業者が遠隔地に所在する場合、麻薬卸売業者から購入する麻薬を郵便書留のほか、配送業者を介して譲り受けても差し支えありませんか。また、直接営業所に出向いて麻薬を購入することは可能ですか。

A 「遠隔地」という概念は、距離だけではなく、道路交通の便等、時間的な隔たりも考慮し判断しなければなりません。そのような状況下に置かれている麻薬診療施設や麻薬小売業者においては、麻薬卸売業者から購入しようとする麻薬を書

留による郵送のほか、配送業者を介して譲り受けても差し支えありません。

ただし、配送業者を介して麻薬を譲り受ける場合は、事故、盗難等の防止に十分配慮し、麻薬卸売業者においては、特別な契約を交わした配送業者に麻薬の配送を依頼するなど、確実に麻薬の受け取りが担保できるような方法を利用するよう努めてください。麻薬卸売業者の営業所に出向いて麻薬を購入することは、事故等が発生しやすいので避けてください。しかし、緊急時、やむを得ず麻薬卸売業者の営業所に直接出向いて麻薬を購入する際には、お互いに麻薬取扱者免許証等を呈示し、身分確認を必ず行ってください。

Q16 麻薬診療施設の開設者が麻薬を購入する際には、予め麻薬譲受証を麻薬卸売業者に交付するか、又は現品と引き換えに麻薬譲受証を交付することとされていますが、麻薬譲受証は現品を受領した後に交付すべきものではないですか。

A 麻向法では、麻薬譲受証は単なる物の受領証ではなく、法定の注文書でもあります。

すなわち、予め譲受側は麻薬譲受証を相手方に交付し、又は双方で同時に麻薬譲渡証、麻薬譲受証を交換することにより、その都度相手方の資格及び取り引きする麻薬の品名・数量等を確認したうえでなければ麻薬の受け渡しはできません。

従って、麻薬譲受証は現品の受け渡しに先立って、又は現品と引き換えに相手方に交付しなければなりません。

Q17 麻薬卸売業者から麻薬診療施設の開設者や麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲渡するとき、開封のうえ相互に内容を確認する必要がありますか。

A 数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありません。実際に使用する段階で開封し、不足、破損等を発見した場合は、譲受側の麻薬診療施設の開設者等が麻薬事故届を提出してください。

品質不良の疑いなどで、原因調査のため製造会社等に譲渡する必要がある場合には、麻向法第24条第10項に基づき、厚生労働大臣の譲渡許可を受けて譲渡してください。

Q18 法人の場合、譲渡証・譲受証に法人名、代表者名、法人(社)印、代表者印が必要ですか。

A 法人の場合、法人の代表者印を押印することになりますが、主たる事務所が業務所と異なり遠隔地にある等事務上支障をきたす場合は、あらかじめ麻薬専用印を作成し、これを押印してください。

麻薬診療施設の開設者が国、地方公共団体、地方公共団体以外の法人、団体の場合には、当該麻薬診療施設の長の氏名を記載し、公印（または公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印してください。なお、麻薬専用印については、麻向法上の規定は特にありません。

Q19 麻薬譲渡証の再交付については、昭和41年8月11日付薬麻一第270号麻薬第一課長回答により「立入検査等により、麻薬譲渡証を保存していないことを発見され、これが指摘を受けた場合等、当を得ない取扱いについては、適用しない」ものとありますが、その理由について教えてください。

A 麻薬譲渡証については、その性格から原則として再交付を行うべきものではありません。麻薬譲渡証には麻向法第32条第2項の規定により2年間の保存義務があり、違反者は処分（掲示または行政処分）の結果を記するもの（始末書の写し）を所持していれば譲渡証に代わるものとなります。

ただし、不可抗力による事故により譲渡証が失われた場合には、それが無いことにより年間報告や帳簿の記載などを行う際に不都合を生じることが考えられますので、再交付もやむを得ないものと考えます。

Q20 施用中止又は患畜死亡等の理由から、麻薬を施用する必要がなくなった場合、麻薬診療施設は、麻薬の交付を受けた患畜の所有者等から、麻薬を譲り受けることになりませんが、所有者の家が遠隔地などのケースで、直接譲り受けることが極めて困難な場合には麻薬の受け取りが担保される書留郵便などで返納を受けても問題ないですか。

A 麻薬施用者から交付を受け又は麻薬小売業者から譲り受けた麻薬が残った場合については、患畜の所有者等から返却を受けることができます。この場合、麻薬の特性を考慮して原則として患畜の所有者等が麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者に持参していただくよう指導しています。患畜の所有者等が麻薬を譲り渡す相手方は、必ずしも麻薬を譲り受けた麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者である必要はなく、近くの麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者でもかまいません。しかし、近くに麻薬診療施設がない場合で、遠隔地等で持参することが極めて困難であると考えられる場合には、受け取りが担保される書留郵便などで返納を受けることもやむを得ないと考えます。

Q21 ある敷地でA動物病院(建物Ⅰ)を開設しています。今後、同じ敷地内(同一番地)に動物病院施設(建物Ⅱ)を増築したいと考えています。その際、A動物病院は建物Ⅱに移転し、建物ⅠはA付属動物病院と名前を変えて麻薬の業務を続ける予定です。建物Ⅰで管理している麻薬を建物ⅡのA動物病院に譲渡できますか。

A 獣医療法が関係する問題なので、上記の条件だけでは答えることができません以下のケースが考えられます。

ケース①

建物Ⅱの業務を獣医療法における増築の届出で行う場合で、建物Ⅰと建物Ⅱの二つの施設が獣医療法において一つの施設である場合（獣医療法において業務所が同一であっても、開設者が便宜上、建物ⅠをA附属動物病院、建物ⅡをA動物病院と名乗っている場合が考えられます。）

ケース②

建物ⅠのA動物病院を獣医療法における名称変更を届け出てA附属動物病院とし、建物ⅡのA動物病院については開設を新たに届け出る場合

ケース③

建物ⅠのA動物病院については獣医療法における廃止を届け出て、同じ建物にA附属動物病院の開設を新たに届け出し、建物ⅡのA動物病院についても開設を届け出る場合

- ・麻薬の譲渡については、次のとおり行ってください。
 - ケース① 麻向法上では麻薬保管場所の移転であり譲渡には当たりません。
 - ケース② できません。
 - ケース③ できます。

(返却)

Q22 患者の所有者等が持参した麻薬で、外来(転院前の動物病院)時における指示内容のまま動物病院で継続使用する場合は、動物病院としてどのように管理したらよいですか。

A 獣医師は獣医師法第21条の規定により、診療を行ったときは診療に関する事項を診療簿に記載することとなっています。しかも、診療の際、麻薬を施用のため交付する場合には、麻向法第41条の規定により「患者の種類、その所有者又は管理者の氏名又は名称、住所、病名、主要症状、施用し又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量並びに施用又は交付の年月日を記載すること」となっています。また、麻向法第33条第3項で麻薬施用者である獣医師は、「麻薬管理者の管理する麻薬以外の麻薬を当該麻薬診療施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。」と規定されています。

そのため、質問のような場合にも、獣医師がそのまま使用を続けるように指示をする必要があり、患者が持参した麻薬をそのまま使用するためには、その麻薬を麻薬管理者の管理するものとしなければなりません。

従って、患者の所有者等が持参した麻薬について、麻薬管理者は、麻薬帳簿にこの麻薬を該当する口座の受入欄に受入数量を()書きで記載し、残高には加えず、備考欄に麻薬を持参した患者の所有者等の氏名又は名称及び入院施用の旨を記載してください。また、麻薬施用者は、施用のため交付した麻薬として、麻向法第41条の規定に基づき診療簿に記載してください。その際、診療簿には患者の所有者等が持参した麻薬である旨を併せて記載してください。

Q23 通院の患者が死亡し、飲み残した麻薬が返却された場合、どうすればよいですか。

A 通院の患者が死亡した場合は、その患者の所有者等から譲り受けた麻薬を廃棄することとなりますが、調剤された麻薬となりますので、他の職員の立会いの下で放流等の回収困難な方法で廃棄し、廃棄後30日以内に県知事に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

また、麻薬管理簿にはその麻薬の口座に受け入れた数量を()書きで記載し、残高には加えず、備考欄に譲り受けた患者の所有者(又は管理者)の氏名(又は名称)、患者の種類、性別、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。

(施用)

Q24 通院の患畜にも麻薬を処方してもよろしいですか。

A 処方できます。麻向法第24条第1項により、麻薬診療施設の開設者が施用のため交付される麻薬を患畜の所有者等に譲り渡すことが認められています。ただし、麻薬のアンプル入り注射剤を施用のためアンプル（又はバイアル）のまま患畜の所有者等に交付することはできません。

Q25 入院している患畜にMSコンチン5日分投与していましたが途中から通院になりました。この麻薬はどのような処置をすべきでしょうか。

A 退院時の投与は、麻薬管理者（麻薬施用者が一人の場合は施用者）が施用残の数量を確認し、必要量を新たな処方箋に基づき払い出してください。なお、帳簿には、備考欄に退院時の投薬である旨を記載してください。さらに、患畜の所有者等に、服用内容、飲み残しの処理を十分説明しておいてください。

Q26 患畜の所有者等の手もとに残ったモルヒネ製剤はどのように廃棄すべきですか。特に、まだ患畜の所有者等の手もとに残っていると考えて獣医師から患畜の所有者等に確認したところ、残っていないと回答があった場合はどのようにしたらいいですか。

A 返却を求めるか否かはケースバイケースで判断する必要があります。照会のように、患畜の所有者の手もとには残っていない（消費してしまった）との回答であった場合には、それ以上の対応は必要ないと考えます。

Q27 患畜が死亡したあとに自宅に残った麻薬について、動物病院側から返却の要求をした方がいいのですか。

A 患畜が麻薬を使用していることを説明されている場合には、自宅に残った麻薬を返却するよう求めてください。ただし、患畜の所有者等が患畜が麻薬を使用していることを知らない場合には、あえて返却するよう求めなくても差し支えありませんが、所有者等が残薬を使用することのないように注意喚起してください。

Q28 バイアル製剤のケタミンについて、1バイアルのケタミンを複数の患畜に分けて施用すると違反になりますか。

A 従来、麻薬診療施設に対しては、保管・管理面等の理由から、アンプル入り麻薬注射剤を分割して2個体以上に施用することを避けるとともに、同一患畜であっても手術等で連続して施用する場合以外は麻薬注射剤を分割して施用することは避け、残液は麻薬管理者に返納し、廃棄するよう保管・管理面、衛生面等の理由から、行政指導しているところです。

一方で、ケタミンについては、大容量のバイアル製剤が流通していますが、バ

イアル製剤については、錠剤又はアンプルと異なり、同一バイアルに入れられたケタミンを複数の患畜に施用することもあると考えられます。

よって、麻薬の保管・管理面、衛生面等に問題がなれば、複数の患畜に施用しても差し支えないこととしますが、その際には、実際に施用した数量を個体ごとに診療簿及び麻薬帳簿に記載してください。

Q29 麻薬施用者の免許を持たない獣医師、研修生が麻薬施用者の直接の監督又は指示の下にケタミンを注射するなど施用の補助をする場合、麻向法上、問題はありますか。

A 麻薬施用者の免許を有しない獣医師が自らの判断でケタミンの施用に関与する場合は、麻向法に違反する行為に該当しますが、麻薬施用者の直接の監督及び指示によるものであれば、麻向法上の問題はありません。

Q30 獣医師である麻薬施用者が患畜にケタミンを施用した場合に、施用に関する記録はどうすればいいのですか。

A 麻向法第41条の規定により、麻薬施用者は、患畜の種類、病名、主要症状、その所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所並びに施用下麻薬の品名及び数量を診療簿に記載する必要があります。野生動物や保護動物等で所有者がいない場合や不明な場合には、病名、主要症状、施用した麻薬の品名、数量、施用年月日とともに、患畜の特徴、捕獲場所等を記載してください。

なお、注射剤の数量については、バイアル（アンプル）単位ではなく、実際に施用した数量（ml等）を記載してください。

Q31 動物にケタミンを施用する際に注意すべきことはありますか。

A 麻薬施用者は麻向法第27条第3項の規定により、疾病の治療以外の目的での麻薬の施用は禁止されています。

Q32 ケタミンを野生動物の調査、研究、鳥獣の捕獲に際し使用していましたが、ケタミンが平成19年1月1日における麻薬指定後も使用することができますか。

A 野外においてケタミンを野生動物を捕獲し調査研究することについて、目的等を勘案して学術研究として必要であると認められれば県知事から「麻薬研究者」の免許を取得することで、麻薬指定前のおりケタミンを使用することができます。

また、ケタミンについては、周辺住民の生命及び財産の保護等を目的として、動物等を捕獲又は不動物化するために使用されている実態があります。このような目的でケタミンを使用するものは、野生動物等の疾病の治療を目的とした施用ではないことから、麻薬施用者の免許を取得することはできません。ただし、県知事あてに「研究計画書」を提出し、動物等を捕獲又は不動物化する行為が学術研究の要素を持ち合わせると判断された場合には、麻薬研究者の免許を取得すること

ができます。

Q33 吹き矢や麻酔銃を使って動物にケタミンを注射することはできますか。その際に注意すべきことは何ですか。

A 従来、野生動物等にケタミンを使う場合、従事者の安全を確保するため、吹き矢が使われており、麻薬施用者及び麻薬研究者がケタミンを吹き矢等に充填して動物に施用（使用）することは差し支えありません。

ケタミンを吹き矢等で施用（使用）する際は、発射したすべてのケタミンについて、施用（使用）したのものとして麻薬帳簿にその旨を記載してください。命中しなかったが回収できたケタミンを持ち帰り廃棄する場合は、麻薬施用者にとっては施用残として、また、麻薬研究者にとっては、麻薬含有の廃液として、他の職員の立会いの下に適切に廃棄してください。この場合、県知事あてに「麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。

Q34 吹き矢や麻酔銃でケタミンを動物に施用（使用）する場合、どの時点で施用（使用）となるのですか。

A 麻薬施用（使用）形態の特殊性にかんがみ、吹き矢等でケタミンを施用（使用）する場合には、動物に命中したか、否かにかかわらず、薬剤を発射した時点で施用（使用）したものとします。

Q35 野山で動物を治療するためケタミンを施用する際、県境を超える場合があります。その場合、麻薬を免許取得以外の都道府県で施用することができますか。

A 麻薬施用者である場合は、往診として扱われるため、県境を越えて施用することができます。また、麻薬研究者である場合は、免許申請時に県外における使用がありうる旨記載してください。

（注射液）

Q36 麻薬注射剤について、複数回（複数日）分の処方をしてもいいですか。

A 入院患者への麻薬注射剤の払出しは、麻向法の施用、帳簿、管理等の規定の趣旨から施用の都度処方すること（連続皮下注等のように1回分が複数日分となる場合がある場合には、その必要量の払い出しを含む。）とし、原則として複数日（複数回）分の処方は行わないようにしてください。

（貼付剤）

Q37 デュロテップ MT パッチ使用中の患者の薬剤が剥がれた場合の処置・対処方法について教えてください。

A 剥がれた薬剤は施用済みになりますので届出等は不要です。ただし、処方より早く薬剤がなくなりますので、管理上剥がれた旨を帳簿備考欄に記載してください。

Q38 デュロテップ MT パッチの処方の書き方はどうすれば良いのでしょうか。

A 処方例

| | | |
|---------------------|-----|-----|
| デュロテップ MT パッチ 2.1mg | 2 枚 | ←総数 |
| 1 回 1 枚 | | |
| 3 日毎に胸部に貼付 | | |

Q39 婚姻に伴い麻薬施用者の苗字が変更となりました。しかし、麻薬診療施設内では旧姓を使用しており、麻薬処方箋も旧姓のまま氏名を記載しています。麻薬施用者免許証の記載事項変更は必要ですか。

A 姓が変わることにより麻薬施用者免許証の記載事項に変更が生じておりますので、麻向法第 9 条第 1 項の規定により、15 日以内に免許証の記載事項の変更届を県知事に届け出る必要があります。その際には、同獣医師が発行する一般薬を含めたすべての処方箋に混乱が生じないように、処方箋に記載する氏名を統一する必要がありますので、変更届の氏名欄には、旧姓を括弧書きにて新姓の後に併記してください。

(廃棄)

Q40 麻薬注射アンプルを破損してしまいました。次の場合、回収できた注射液の廃棄及び届出はどのようにすればよいのでしょうか。

- 1) 手術場等でアンプル(バイアル)を破損した場合
- 2) 手術場で注射液をシリンジに充填したのち、患者に施用する前に注射筒を破損した場合
- 3) 患者に投与している途中で落下等により破損した場合

A 1) ~ 3) の場合とも、「麻薬事故届」の提出が必要です。
回収できた分については、職員の立会いの下に廃棄してください。
また、「麻薬廃棄届」及び「調剤済麻薬廃棄届」の提出は不要ですが、麻薬事故届には事故の状況を含め、廃棄年月日、廃棄した量、廃棄方法、立会者を記載してください。

Q41 誤調剤による麻薬の廃棄手続について教えてください。

A 廃棄する前に県知事に「麻薬廃棄届」を提出し、県職員の立会いの下に廃棄してください。
なお、麻薬廃棄届を提出する際には、誤調剤の経過、状況等を詳細に記載して

ください。

Q42 予製剤であるコデインリン酸塩10%散を調剤の際、誤って床に落とし、一部を飛散させてしまいました。どのような手続きが必要ですか。

A 飛散し汚染されたものを回収したうえ、数量を確認し、回収した麻薬については県知事に「麻薬廃棄届」を提出してください。回収できなかった麻薬については、「麻薬事故届」を提出してください。このような事故が発生した場合には、すみやかに薬務課又は県立保健所（支所）に連絡してください。

Q43 過去に購入した麻薬が古くなった場合、廃棄の手続について教えてください。

A 廃棄しようとする麻薬の品名、数量、廃棄の方法等を記載した「麻薬廃棄届」を県知事に提出してください。

Q44 長期間使用していなかったアヘンチンキが乾固しましたので、廃棄したいのですが、廃棄の数量はどのようにしたらいいですか。

A 麻薬帳簿には、できるだけ正確な残量を記載し、その数量により「麻薬廃棄届」を県知事に提出し、県職員の立会いの下に廃棄してください。廃棄の際には、立会人である県職員が届けられた量と実際の量が一致しているか確認をします。

Q45 患者の所有者等が他の麻薬診療施設等で受け取った麻薬の錠剤を持参し、患者を入院させましたが、当該麻薬を継続使用しない場合の取扱いについて教えてください。

A 患者の所有者等が、他の麻薬診療施設等で交付を受けた麻薬を持参し、当該麻薬を継続使用しない場合、当該麻薬を譲り受けた麻薬診療施設等で廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を県知事に提出しますが、当該麻薬の品名や含有量が不明である場合、極力当該麻薬を交付した麻薬診療施設等に確認を行ったうえ廃棄し、廃棄後30日以内の「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。
なお、品名や含有量の確認が困難であると考えられる場合は、廃棄の後、判明する範囲の内容で「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

Q46 患者が死亡し、飼育動物診療施設に残された未使用の輸液パックに詰められた麻薬はどのように処理したらいいですか。

A 輸液パックに詰められた未使用の麻薬は、調剤された麻薬ですので、麻薬管理者（麻薬管理者がいない施設にあつては麻薬施用者）が麻薬診療施設の他の職員の立会いの下で廃棄し、30日以内に県知事に「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。

Q47 入院患者にかかる使用済みの連続注入器内の残液の廃棄は、廃棄後30日以内の「調剤済麻薬廃棄届」により廃棄をしてよいですか。それとも施用に伴う残液の処理として「調剤済麻薬廃棄届」を提出せずに廃棄してよろしいですか。

A 施用に伴う消耗残であり、麻薬管理者が麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いの下に焼却等回収困難な方法により廃棄してください。

廃棄後に「調剤済麻薬廃棄届」を提出する必要はありませんが、麻薬管理簿のその麻薬の払出を記載した項の備考欄に廃棄した数量を記載してください。

Q48 入院患者に麻薬を持続点滴中で、点滴投与が終了する前に患者が死亡した場合、点滴瓶に入った麻薬はどのように処理すればいいですか。

A 麻薬注射剤を注入して一部用いたものの残液は、「施用に伴う消耗」として麻薬管理者（麻薬施用者のいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者）が他の職員の立会いの下に回収困難な方法で廃棄してください。

麻薬管理簿の麻薬注射剤を払い出したときの備考欄に廃棄数量を記載してください。「麻薬廃棄届」や「調剤済麻薬廃棄届」は不要です。

Q49 調剤において、麻薬の坐剤や錠剤を半分にカットして施用した場合の残った半錠の廃棄処理は、どのようにしたらいいですか。

A モルヒネ坐剤やモルヒネ錠剤を半分に分割して交付する場合の残り半錠については、「麻薬廃棄届」を県知事に提出し、県職員の立会いの下に廃棄してください。

なお、徐放性製剤については、分割することにより溶出速度等に変化を及ぼすことから、分割使用するように設計されていません。

Q50 バイアルに入っているケタミンを、一定期間、複数の患者に施用していたところ、残りわずかとなったため、残液を廃棄したいのですが、どのような手続が必要ですか。

A バイアル入りのケタミンについては、施用のために一部を取り出した後の残液を廃棄する場合、施用残として、麻薬管理者（麻薬施用者が一人の麻薬診療施設の場合、麻薬施用者）が他の職員の立会いの下で廃棄し、当該ケタミンの払出しを記載した麻薬帳簿の払出欄に廃棄した数量を記載し、備考欄には施用に伴う消耗と記載し、廃棄者（麻薬管理者）並びに立会者の署名又は記名押印をしてください。

Q51 廃棄の際、「他の職員の立会いの下で廃棄」とありますが、他の職員とはどのような者を指しますか。

A 当該麻薬診療施設に勤務する者であれば、どのような資格の者でも差し支えありません。

Q52 大型獣用にケタミンを濃縮した液を10ml予製しました。順次施用のため払い出した後、残った3mlを廃棄したいのですが、どのような手続が必要ですか。

A 県知事あてに「麻薬廃棄届」を提出し、県職員の立会いの下で廃棄してください。

Q53 ケタミンを装てんした吹き矢が外れて回収できない場合や吹き矢が刺さったまま動物が逃げた場合、どのような処置が必要ですか。

A ケタミンを吹き矢に充填して施用（使用）する場合、薬剤を発射した時点で施用（使用）したことになります。吹き矢が外れた場合でも当該動物に対する施用（使用）となります。麻薬施用者である場合には、麻薬帳簿及び診療簿に「施用」として記録し、また、麻薬研究者である場合には、麻薬帳簿に「研究」として記録してください。ただし、発射したケタミンの残片が発見できず、所在不明となったことで保健衛生上の危害が発生するおそれがある時は、必ず薬務課や県立保健所（支所）に連絡してください。

Q54 野生動物に施用（使用）する目的でケタミンを注射筒に充填したものの施用（使用）しなかった場合はどのように処理すればよいのですか。

A ケタミンについては、麻薬取扱者が野生動物に対して施用（使用）することがあることから、払い出したものの、使用しないことがあると考えられます。その場合、再利用するのであれば、当該ケタミンの払出しを記載した麻薬帳簿の備考欄にその旨を記入し、在庫に戻すことで再利用できます。麻薬施用者が廃棄する場合は、他の職員の立会いの下に廃棄し、廃棄後県知事あてに「調剤済麻薬廃棄届」を提出してください。麻薬研究者が廃棄する場合には、廃棄する前に、県知事あてに「麻薬廃棄届」を提出し、県職員の立会いの下に廃棄して下さい。

（保管・管理）

Q55 麻薬の保管は、どのようにしたらいいですか。

A 麻薬の保管については、①麻薬業務所内であること、②麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く）と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵することが必要です。
なお、「堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫、容易に移動できない金庫（重量金庫）等をいい、「麻薬以外の医薬品と区別し」とは麻薬専用保管庫として覚醒剤以外の医薬品と一緒に保管しないことをいいます。書類等他のものを一緒に入れることも法の規定の主旨から不適切です。
また、施錠設備のあるスチール製のロッカーや事務機の引き出しなどは堅固な設備には該当しません。

Q56 私が開設している診療所は、自宅が別棟となっているため、夜間盗難の心配があり、自宅にも麻薬保管庫を備え、夜間、休日は麻薬を自宅で保管しようと考えていますがよろ

しいですか。

A 麻向法第34条第1項の規定により、麻薬は「麻薬業務所内」で保管するよう定められています。したがって、夜間であっても麻薬は、麻薬業務所内のかぎをかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。

Q57 麻薬施用者ですが、往診のため、あらかじめ往診鞆中に必要最少量の麻薬を常備し、夜間居宅に保管することは、麻向法第34条第1項の違反となりますか。

A 往診用の麻薬であっても、居宅内に保管することは麻向法第34条第1項に違反します。往診には、その都度必要最少量の麻薬を所持するようにし、絶えず事故防止に配慮するとともに、往診から帰った時は、直ちに麻薬保管庫に保管してください。

Q58 患者が遠隔地で飼育されている場合、往診する際に麻薬を所持したまま途中でホテル等に宿泊しても差し支えありませんか。

A 往診に際しては県外等の遠隔地に行く場合があります。往診の途中で宿泊を伴う場合もあります。その際、必要があれば、施用のため診療所から麻薬を持参し、ホテル等に宿泊してもかまいません。

ただし、麻薬が入っているかばん等を車の中に放置するなどの行為は絶対に避け、宿泊する部屋に運び入れるなど、常時自己の管理が及ぶようにしてください。

Q59 私は同一県内で2か所の飼育動物診療施設を開設している麻薬施用者です。いずれの施設でも治療のためにケタミンを施用したいのですが、その場合のケタミンの保管方法を教えてください。

A 2か所の飼育動物診療施設のいずれにも麻薬保管庫を設置するとともに、主たる飼育動物診療施設Aに保管するケタミンについては当該飼育動物診療施設を開設した麻薬施用者が管理し、従たる飼育動物診療施設Bには麻薬管理者を置いた上で、その麻薬管理者にケタミンを管理させてください。

飼育動物診療施設Bに麻薬管理者を置くことができない場合には、飼育動物診療施設Aにおいて管理しているケタミンを往診という形式で飼育動物診療施設Bへ持参して、施用してください。この場合、診療簿は飼育動物診療施設Aで保存することになります。

Q60 麻薬診療施設で、診療を開始する前にあらかじめ麻薬を保管庫から取り出してもいいですか。

A 麻薬診療施設において麻薬を施用し、又は交付する必要があるにもかかわらず、あらかじめ麻薬を取り出して置くことは、麻薬を本来の目的に使用しているとは考えられません。また、盗難、破損等の事故の原因にもなり、不適當です。

Q61 麻薬入り坐薬が溶けるおそれがある場合、薬剤保管庫室内の冷蔵庫に保管してもいいですか。

A いけません。麻薬の保管は、その業務所内でかぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行うことと規定されており、設問のような冷蔵庫はかぎをかけた堅固な設備とはいえません。従って、設問のようなケースでは、坐薬が溶けないように麻薬保管庫の場所を変更するか、麻薬保管庫を設置している場所の室内温度を管理できるように改善する等の方法をとってください。

(事故)

Q62 患畜に麻薬を1錠投与しようとしたところ、紛失してしまいました。どのような手続きが必要ですか。

A 直ちに、麻薬管理者に紛失の状況を詳細に報告してください。報告を受けた麻薬管理者は、詳細に事実関係を調査・確認し、速やかに県知事に「麻薬事故届」を提出してください。

なお、管理帳簿には、その麻薬を払い出したときの備考欄に、事故の日付並びに数量、事故の態様を簡潔に記載し、()書きにて麻薬事故届を提出した旨と届出年月日を記載してください。向精神薬については、注射剤、錠剤、散剤に分けて届出を行わなければならない数量が定められていますが、麻薬にはこのような規定はありませんので、1錠であっても「麻薬事故届」を提出する必要があります。

Q63 紛失・破損等事故により不足した分の麻薬の払出しについて、どのようにすればよいですか。

A 獣医師が指示した用法用量を変更するのではないため、事故の分については、新たに処方する必要はありません。払出しを行った場合の帳簿記載方法については、Q62を参照してください。

Q64 使用期限切れ及び不良品の麻薬を交付してしまった場合、どのように対応したらよいですか。

A 有効期限切れや不良品の麻薬を交付した場合、速やかに回収し、回収できた麻薬については麻薬廃棄届により処理し、回収できなかった麻薬については麻薬事故届により処理してください。帳簿には、処理した経緯が分かるように記載してください。回収後に新たな麻薬を交付する場合は、新たな麻薬処方箋により調剤し交付してください。

Q65 私は飼育動物診療施設に勤務する麻薬施用者ですが、患畜に注射するため麻薬をバイアルから注射器に詰めようとしたところ、誤って取り落として破損し、麻薬注射液全て飛散してしまいました。この際の麻薬についての処置はどのようにするのですか。

A 直ちに麻薬管理者に連絡して、その状況を詳しく報告してください。そして、麻薬管理者はその麻薬について麻向法第35条第1項の規定による「麻薬事故届」を速やかに県知事あて提出してください。

なお、一部回収できた場合には、廃棄状況等を詳細（廃棄数量、廃棄年月日、廃棄方法、立会者等）に事故届に記載することで、別途「麻薬廃棄届」を提出する必要はありません。

Q66 麻薬卸売業者が麻薬診療施設の開設者等に麻薬注射剤を譲渡する際、淡黄色に変色したアンプル(バイアル)剤が発見され、開設者等が受領を拒んだ場合、どのように処置したらいいですか。

A 麻薬卸売業者が当該麻薬を全て（箱ごと）持ち帰り、県知事に「麻薬廃棄届」を提出し県職員の立会いの下に廃棄してください。なお、麻薬を持ち帰る際、麻薬譲渡証は持ち帰り、麻薬譲受証は返還してください。

Q67 麻向法第35条第1項の規定は、麻薬の事故のみと解しますが、麻向法に規定する麻薬帳簿、麻薬処方箋、譲受証の紛失等事故について届ける必要はありますか。

A このような事故の場合、事故の届け出は法定の届出義務ではありませんが、届け出るようお願いします。

Q68 ケタミンを野外で使用していたところ、ケタミンを入れていたバッグを紛失してしまいました。この場合どうすればよいですか。

A 県知事あてに「麻薬事故届」を提出してください。盗取の疑いなどがある場合には警察にも連絡してください。

Q69 麻酔銃を使用してケタミンを発射した場合、動物に当たらずに所在不明となっていました。この場合は事故に該当しますか。

A 吹き矢や麻酔銃を使用してケタミンを施用する場合、発射した時点で、当該動物に対する施用となり、事故には該当しません。動物が逃走した場合、帳簿には逃走した動物に対する施用と記録してください。

ただし、当該ケタミンの発見には可能な限り努めてください。また、所在不明となったことで保健衛生上の危害が発生するおそれがある時は、必ずその内容を薬務課又は県立保健所（支所）に連絡してください。

(診療簿・帳簿等)

Q70 最近、私の勤務する飼育動物診療施設でコンピュータを導入し、診療簿をコンピュータで集中管理することになりました。麻薬施用の記載のある診療簿の保存について、何か注意することはありますか。

A 必要な場合に麻薬施用の記載のある診療簿が印刷可能となるようにしてください。また、その他注意すべき点については、平成17年4月1日16消安第10669号農林水産省消費・安全局長通知「診療簿等の電磁的記録による保存について」のとおりです。

Q71 患畜の所有者等が持ち込んだ管理状態のいい麻薬は、そのまま使用してよろしいか。

A 持ち込み麻薬をそのまま使用することはできません。必ず帳簿に記載し、衛生状態を確認のうえ使用してください。なお、入院時に入院前に指示した投薬方法(時間、量)を変更する場合は、そのまま使用できませんので十分注意してください。処方内容を変更する場合は、再利用の方法に従ってください。もちろん衛生状態の好ましくない場合は廃棄してください。

Q72 ケタミンなどバイアル製剤の自然減量や秤量誤差については、帳簿上、どのように処理したらよいですか。

A 自然減量については、麻薬管理者(麻薬施用者が一人の施設は、麻薬施用者)が他の職員の立会いの下で自然減量を確認の上、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。
秤量に伴う誤差により麻薬帳簿の記載数量と保管麻薬の数量との間に差異が生じた場合、バイアル製剤の適正な管理を欠いたことにより差異が発生した可能性があることから、診療簿その他を精査し、違反によるものではないことを確認した上で帳簿を訂正してください。

Q73 手術患畜の場合など、1アンプルの麻薬注射液を1匹の患畜に時間をおいて数回に分けて施用する必要がありますが、その際の診療簿や帳簿の記載はどのようにすべきですか。

A 診療簿には、施用の都度施用した麻薬の品名、数量(実施用量)を記載してください。そして麻薬帳簿には1アンプルの払出として記載して、残麻薬が生じた場合には、手術終了後、返還しその旨を麻薬帳簿に記載してください。なお、このような施用は、実際の管理のうえからは事故のもとになりますので、手術などのように一つの単位でとらえられるものを除き、分割施用は避けなければなりません。

Q74 入院患畜に麻薬を施用する場合、麻薬施用に関する診療簿の記載に関して、病床

日誌あるいは体温表に記載してもよいですか。

A 獣医師法第21条にいう診療簿とは同法施行規則第11条の所定の記載事項を具備している必要があります、このうち一部事項のみを記載した体温表等を単独で診療簿とみなすことはできません。しかし、他の記録と一体となって所定の記載事項を充足する場合には、これを診療録とみて体温表等に記載しても差し支えありません。しかしながら、他の記録と一体化して診療簿の一部をなすものですから各構成部分が容易に分離しないようにしておく必要があります。

なお、施用のための交付については、診療簿には、交付の記録が具備されていれば条件を満たしますが、処方に変更が生じて返品を行う場合も、診療簿に記載することが必要となります。また、服用状況の記録については、必ずしも診療簿と一体となっている必要はありませんが、服用状況を適正管理できる体制を確保してください。

向精神薬関係

(譲渡・譲受)

**Q1 個人から法人に変わった場合の向精神薬の取扱いについて教えてください。
また、飼育動物診療施設の開設者が死亡した後、息子が飼育動物診療施設を継続する
場合の向精神薬の取扱いについても教えてください。**

A 1) 個人から法人への譲り渡しについては、麻向法施行規則第36条第8号の規定により、個人たる向精神薬取扱者が50日以内に法人たる向精神薬取扱者に譲り渡すことができます。なお、法人たる向精神薬取扱者は、個人たる向精神薬取扱者から譲り受けた第一種向精神薬及び第二種向精神薬について記録しなければなりません。

2) 飼育動物診療施設の開設者が死亡した場合は、麻向法施行規則第36条第9号の規定により、相続人等が50日以内に現に所有する向精神薬を向精神薬取扱者に譲り渡すことができます。従って、引き続き息子が飼育動物診療施設を開設する場合は、50日以内に相続人等から息子が開設する飼育動物診療施設に譲り渡すことになり、譲り受けた息子が開設する飼育動物診療施設においては、第一種向精神薬及び第二種向精神薬の譲り受けについて記録しなければなりません。

(事故届出)

Q2 麻向法規則第41条第1項によれば、向精神薬の錠剤等で120錠以上の盗取が生じたときは届出ることとされていますが、盗取された量が120錠に満たない場合は届出は特にする必要はないですか。

A 麻向法規則第41条第1項の規定は、盗取、所在不明等が発見されたときに、その数量が同項に掲げる表に規定する数量以上である場合、及びそのことが推定される場合に届け出ることとしています。盗難、強奪、脅取及び詐欺であることが明らかな場合には、同表に規定する数量未満であっても届け出ることが適当です。

(記録)

Q3 第一種、第二種の向精神薬の注射剤を1~2本破損した場合の記録はどのようにするのですか。

A 帳簿を作成している場合は、帳簿の払出欄に数量を記載し、備考欄に事故(破損)のため廃棄した旨を記載してください。伝票を綴って記録している場合は、別の用紙に破損した向精神薬の品名、数量、年月日、を記載して伝票と一緒に綴ってください。

覚醒剤原料関係

(指定)

Q1 飼育動物診療施設・病院・診療所・薬局において、覚醒剤原料を取り扱うには、何か手続きが必要ですか。

A 飼育動物診療施設・病院・診療所はその業務のため、薬局は処方箋に基づく調剤業務のためであれば覚醒剤原料取扱者等の指定を受けずに医薬品である覚醒剤原料を取り扱うことができます。

(譲渡・譲受)

Q2 法人が開設する飼育動物診療施設が、覚醒剤原料を同一法人が開設する他の飼育動物診療施設へ調剤用に引き渡すことはできますか。

A 同一法人が開設する場合であっても、飼育動物診療施設間での覚醒剤原料の引き渡しはしないでください。

Q3 飼育動物診療施設・病院・診療所・薬局が、医薬品である覚醒剤原料を譲り受ける場合、注意すべき点は何ですか。

A 医薬品である覚醒剤原料を譲り受ける際には、双方が立ち会い、

1) 譲渡証の記載事項及び押印等に不備がないか

2) 譲渡証の品名、数量と現品が相違ないか

などを確認してください。

譲受側が、数量確認時に破損等を発見した場合には、譲渡証を返し、譲渡側から譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった医薬品である覚醒剤原料を譲渡側が持ち帰り、譲渡側が県知事に事故届を提出することになります。

実際の使用段階において開封した際に数量の不足、破損等を発見した場合は、飼育動物診療施設・病院・診療所・薬局の開設者が県知事に事故届を提出してください。

Q4 譲渡証・譲受証はいつ交換するのですか。

A 譲受側が「譲受証」を先に送付し、譲渡側で「譲受証」を受領した後に「譲渡証と覚醒剤原料」の交付を受けるか、「譲受証」と「譲渡証と覚醒剤原料」を同時に交換するか、いずれかの方法によってください。

離島、僻地など特別な理由がある場合は、郵送でも差し支えありませんが、この場合書留郵便にしてください。

なお、譲渡証、譲受証の交付を受けた者は、譲り受け又は譲り渡しの日から2年間保存しなければなりません。

Q5 医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者等が、不要となった当該覚醒剤原料を譲渡できる病院や診療所、飼育動物診療施設は決まっていますか。

A 当該医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた病院、診療所、又は飼育動物診療施設に限られます。

これは、医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた病院等でないと患者等から不要となった医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた際、その覚醒剤原料を保管することができない場合があるためです。

Q6 患畜の所有者等から、他の飼育動物診療施設で交付された医薬品である覚醒剤原料が不要となったと言われたので、譲り受けてもよいですか。

A 患畜の所有者等から医薬品である覚醒剤原料を譲り受けることができるのは、当該医薬品である覚醒剤原料を患畜の所有者等に譲り渡した飼育動物診療施設に限られます。そのため、他の飼育動物診療施設で交付された医薬品である覚醒剤原料を譲り受けることはできません。

なお、当該医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合には、患畜の所有者等に廃棄させることとしてください。放流するために粉碎するなど技術的に廃棄の補助を行うことは差し支えありませんが、廃棄の主体はあくまで患畜の所有者等です。

Q7 取り扱っている医薬品である覚醒剤原料を、覚醒剤原料製造業者等に譲渡することはできますか。

A 取り扱っている医薬品である覚醒剤原料は、厚生労働大臣の許可を受けて、覚醒剤原料製造業者等に譲り渡すことができます。ただし、譲渡できる医薬品である覚醒剤原料は、不潔な物質等から成っているもの、異物が混入等しているもの、容器等が破損しているもの等に限られます。

また、厚生労働大臣の許可を受けて、患畜の試験検査のために覚醒剤原料研究者等に譲り渡すことも可能です。

詳しくは、近畿厚生局にお問い合わせください。

近畿厚生局麻薬取締部調査総務課

TEL 06-6949-6336

FAX 06-6949-6339

(保管)

Q8 覚醒剤原料を麻薬とともに麻薬専用金庫に保管してもいいですか。

A 麻薬とともに保管することはできません。

麻薬の保管については、麻向法第34条第2項の規定により「麻薬以外の医薬品（覚醒剤を除く。）と区別し、かぎをかけた堅固な設備内で貯蔵しなければならない。」旨明記されています。

覚醒剤原料は、麻薬、覚醒剤に比べ、一般的に使用頻度が高いため麻薬、覚醒

剤の必要時以外でもしばしば保管設備を開閉することになり、また麻薬取扱者以外の人も保管設備を開閉することが考えられ、かえって麻薬、覚醒剤についての事故を惹起するおそれがあります。従って、設問のような運用を図ることはできません。

Q9 帳簿と覚醒剤原料を同じ保管庫内に保管してもよいですか。

A 帳簿と覚醒剤原料を同じ保管庫に保管することは、法律で禁じられてはいませんが、盗難等があった場合に被害数量が分からなくなるおそれがあることから、別の場所に保管することが望ましいと考えます。

なお、鍵をかけた場所とは、施錠設備のある倉庫・薬品庫のほかロッカー・金庫等の保管設備のことを指します。麻薬保管庫には保管できません。

ロッカー・金庫等を保管設備として使用する場合は、

- ①保管庫は容易に破られない材質のものであり、かつ堅固な鍵が付いていること
- ②保管庫が容易に持ち運びできる場合にあっては床にボルト等で固定すること
- ③覚醒剤原料専用の保管庫又は他のものと完全に分離する形態で保管することが望ましいこと
- ④保管庫はできるだけ人目につかない場所であって、施錠設備のある室内に設置すること
- ⑤保管庫を設置する室に非常ベル等の防犯装置を設置することが望ましいこと

(廃棄)

Q10 使用期限切れの医薬品である覚醒剤原料を廃棄するときの手続きを教えてください。

A 使用期限切れの医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合は、県知事に「覚醒剤原料廃棄届出書」を届け出て、県の職員の立会いの下に廃棄を行ってください。

Q11 調剤中に発生した残り(半錠)について廃棄する手続きを教えてください。

A Q10と同様、「覚醒剤原料廃棄届出書」を県知事に届け出て、県職員の立会いの下で廃棄を行ってください。

Q12 飼育動物診療施設が、患者の所有者等から不要になった医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた場合、どのような手続きをとればよいですか。

A 患者の所有者等から不要になった医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた場合は、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を和歌山市以外は管轄の保健所(支所)長あて、和歌山市は県知事あて届け出た上で、廃棄してください。

また、廃棄後30日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を届け出てください。

Q13 患畜の所有者等から不要になった医薬品である覚醒剤原料を受け取った時の届出と、当該覚醒剤原料を廃棄した時の届出は両方必要ですか。必要だとすれば、その理由を教えてください。

A 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」の両方を届け出る必要があります。

なお、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」は譲受後速やかに、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」は廃棄後30日以内に届け出る必要があります。

これは、医薬品である覚醒剤原料の取扱いについて、麻薬の取扱いと異なり、薬局や医療機関に免許や年間報告を求めていることから、所持するに至った医薬品である覚醒剤原料を把握するためのものであり、麻薬に比べて届出が一つ多くなったものです。

Q14 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」と「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を同日に提出することはできますか。

A 可能です。ただし、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」は医薬品である覚醒剤原料を譲受した後、速やかに提出する必要があり、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」は医薬品である覚醒剤原料の廃棄後30日以内に提出する必要があります。

2つの届出書の提出期間が異なるため、注意が必要です。

Q15 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」中の「廃棄の事由」は、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」中の「譲り受けた事由」と同じ記載でよいですか。

A 同じ記載で差し支えありません。

Q16 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」中の「譲り受けた場所」は、往診等により患畜の所有者の居宅等で譲り受ける場合を除き、「譲り受けた施設の名称及び所在地」と同じでよいですか。

A 同じ記載で差し支えありません。

Q17 「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」の届出後、当該医薬品である覚醒剤原料を1カ月先に廃棄してもよいですか。

A 患畜の所有者等から不要となった医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた場合、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を届け出る必要があります。届け出後には速やかに廃棄しなければなりません。

このため、特段の理由がなければ、医薬品である覚醒剤原料の譲受後1週間以

内を目途に届出を行い、届出後1週間以内を目途に廃棄することが望ましいです。

(記録)

Q18 帳簿に記載すべきことは何ですか。

A 帳簿には、

① 譲り渡し、譲り受け、施用し、施用のために交付し又は廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品目及び数量並びにその年月日

② 事故届、交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書、交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書を提出した覚醒剤原料の品名及び数量

を記載する必要があります。

なお、備えた帳簿は最終の記入をした日から2年間保存しなければなりません。

(その他)

Q19 処置室で、医薬品である覚醒剤原料1錠を紛失した場合、何か手続きが必要ですか。

A たとえ1錠でも紛失した際は、すみやかにその医薬品である覚醒剤原料の品名、数量、その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、県知事に届け出なければなりません。

紛失以外でも、盗取、所在不明等の場合にも届け出なければなりません。また、盗取の場合には、すみやかに警察にも届け出てください。

Q20 業務を廃止した場合、所有している覚醒剤原料である医薬品はどのように処理したらいいですか。

A 業務廃止した日から15日以内に所有している覚醒剤原料である医薬品の品名、数量を県知事に報告しなければなりません。

業務廃止したときに所有している医薬品である覚醒剤原料を、30日以内に覚醒剤原料を取り扱える指定を受けている者又は飼育動物診療施設、病院、薬局に譲り渡し、かつその品名及び数量並びに譲受人の氏名及び住所を県知事に報告しなければなりません。

また、30日以内に当該覚醒剤原料を譲り渡すことができなかった場合には、すみやかに当該職員の立会いを求め、その指示を受けて当該覚醒剤原料につき廃棄その他の処分をしなければなりません。

Q21 覚醒剤原料を調剤している時に、分包機内で錠剤が破損してしまいました。どのような手続きが必要ですか。

A 破損し汚染されたものを回収したうえ、数量を確認し、回収した覚醒剤原料については県知事に「覚醒剤原料廃棄届出書」を提出してください。回収できなかった覚醒剤原料については、「覚醒剤原料事故届出書」を提出してください。

Q22 入院患者に施用する予定で払い出した医薬品である覚醒剤原料が、患者に施用する前に処方変更となりました。どのように処理したらよいですか。

A 患者の所有者等に交付されていない（所有権が移転していない）のであれば、医薬品としての品質に問題がない場合、*（ ）書きで帳簿に受け入れ、残量に加えることで再利用することができます。

なお、廃棄する場合には、調剤済みのものとして、別の職員の立会いの下で廃棄し、廃棄後 30 日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を管轄の保健所長又は県知事に届け出てください。

Q23 医薬品である覚醒剤原料を服用している入院患者が死亡した場合、病棟で保管している残余薬は、どのように処理したらよいですか。

A 患者の所有者等に交付されていない（所有権が移転していない）場合は、A22と同様です。

患者の所有者等に交付された後であれば、当該医薬品である覚醒剤原料を患者の所有者等から譲り受けた後、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を管轄の保健所長又は県知事に届け出た上で、廃棄してください。また、廃棄後 30 日以内に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を、管轄の保健所又は県知事に届け出てください。

各種樣式